



沖縄総合事務局における 港湾・空港工事に関する入札・契約の概要 (総合評価落札方式について)

平成25年 4月
沖縄総合事務局
開発建設部 港湾建設課

— 目 次 —

◎H25年度の入札・契約方式(総合評価落札方式)の変更概要	2
1. 沖縄総合事務局開発建設部における入札・契約方式について	8
2. 総合評価落札方式について	14
3. 様式集(抜粋)及び添付資料	43
4. 直轄工事(港湾空港)における欠格事例等	51
5. 技術提案(施工計画)の評価結果に関する採否の通知	54
6. 総合評価落札方式における入札結果の公表	57

(参考)

7. 低入札調査基準価格の算出について	62
8. 「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」の概要	64
9. 国土交通省(港湾関連事業)の公共契約調達HPについて	66

1 総合評価落札方式の見直し(2極化)

H24年2月開催の本省懇談会の改善方針(案)に基づき、『施工能力評価型』と『技術提案評価型』への2極化を試行する。

なお、試行に伴い、評価項目及び配点基準についても見直しを行う。

<総合評価方式 簡易型・標準型→施工能力評価型・技術提案評価型>

2 競争参加資格要件の緩和

配置予定技術者の参加資格認定について、さらなる競争性確保等の観点から、条件付きで競争参加資格を認める。

<競争参加資格の認定 全ての技術者が満足→1名以上の技術者が満足>

3 二段階選抜方式の拡大試行(※H23年度より一部試行中)

入札参加者の技術資料作成に係わる費用削減や当局の事務量の軽減等を図る観点から、二段階選抜方式を拡大試行する。

なお、施工能力評価型(Ⅱ型)を除く入札参加者が多数予想される公告案件を対象とする。

◎参考:H25年度も引き続き実施する(変更なし)

4 総合評価落札方式の透明性

①総合評価落札方式における技術提案(施工計画)の採否通知

技術提案(施工計画)の評価過程の透明性をより一層向上させる観点から、提案の評価結果を提案企業に通知する。(技術提案評価型、施工計画重視型)

また、技術提案(施工計画)の評価結果に対する問い合わせに対応するため、問い合わせ窓口(港湾建設課)を設置する。

②過度な技術提案・施工計画(オーバースペック)

H23年8月に国土交通省国土技術政策総合研究所港湾研究部HPにて公表された「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例」に基づき評価を行う。

また、公表資料以外にオーバースペックに該当する技術提案については、各入札説明書等に記載を行う。

③総合評価方式における入札結果の公表

総合評価落札方式を適用した工事においては、落札者が決定後(契約締結後)、速やかに入札調書(各企業の審査結果表・施工体制に係わる見直し加算点結果等)を公表する。

【 国土交通省の改善方針(見直し方針) 】

平成24年2月28日に本省で開催された『総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会』において、総合評価落札方式の改善方針が下記のように示された。

- ◆ 施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- ◆ 施工能力の評価は大幅に簡素化
- ◆ 技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ◆ 評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

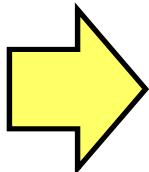
【 港湾空港工事における見直し方針 】

上記の方針を踏まえ、現行の総合評価落札方式の適用枠組みを基に、平成25年度公告案件より、以下の取り組みを試行する。

総合評価落札方式の形式を、施工能力を評価する『**施工能力評価型**』と施工能力に加え、技術提案を求めて評価する『**技術提案評価型**』の二区分とする。

(現 行)

- | | |
|---------|-----|
| ◎簡易型 | 30点 |
| ◎標準Ⅱ型 | 40点 |
| ◎標準Ⅰ型 | 50点 |
| ◎WTO標準型 | 50点 |



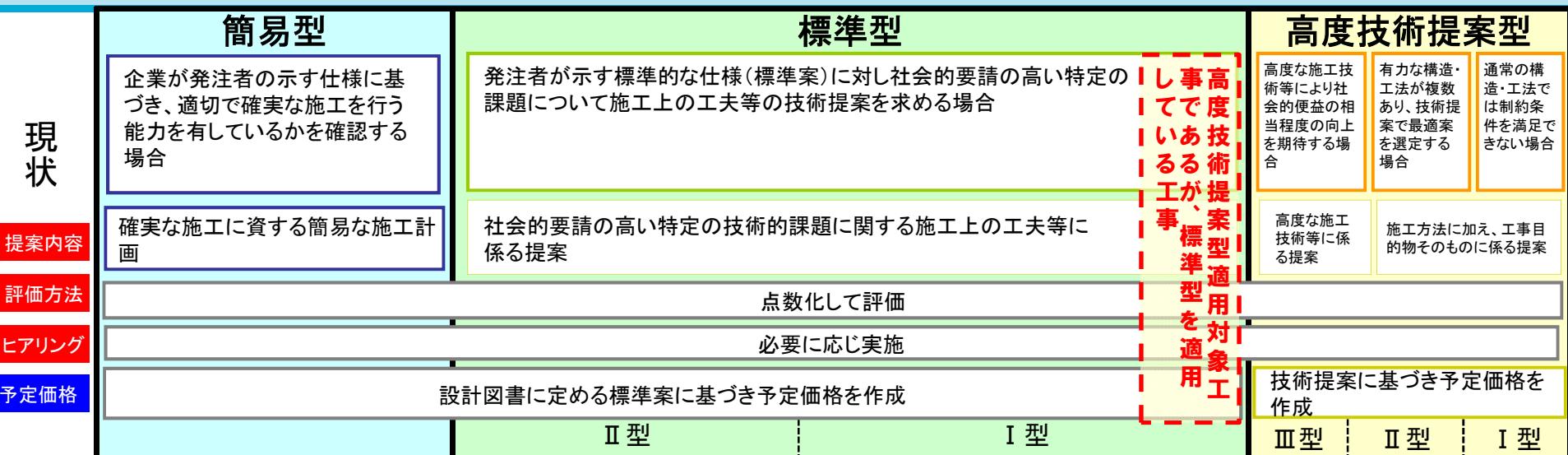
(見直し後)

- | | |
|-----------------|-----|
| ◎施工能力評価型(Ⅱ型) | 40点 |
| ◎施工能力評価型(Ⅰ型) | 40点 |
| ◎施工計画重視型※ | 40点 |
| ◎チャレンジ型※ | 40点 |
| ◎技術提案評価型(S型) | 60点 |
| ◎WTO技術提案評価型(S型) | 60点 |

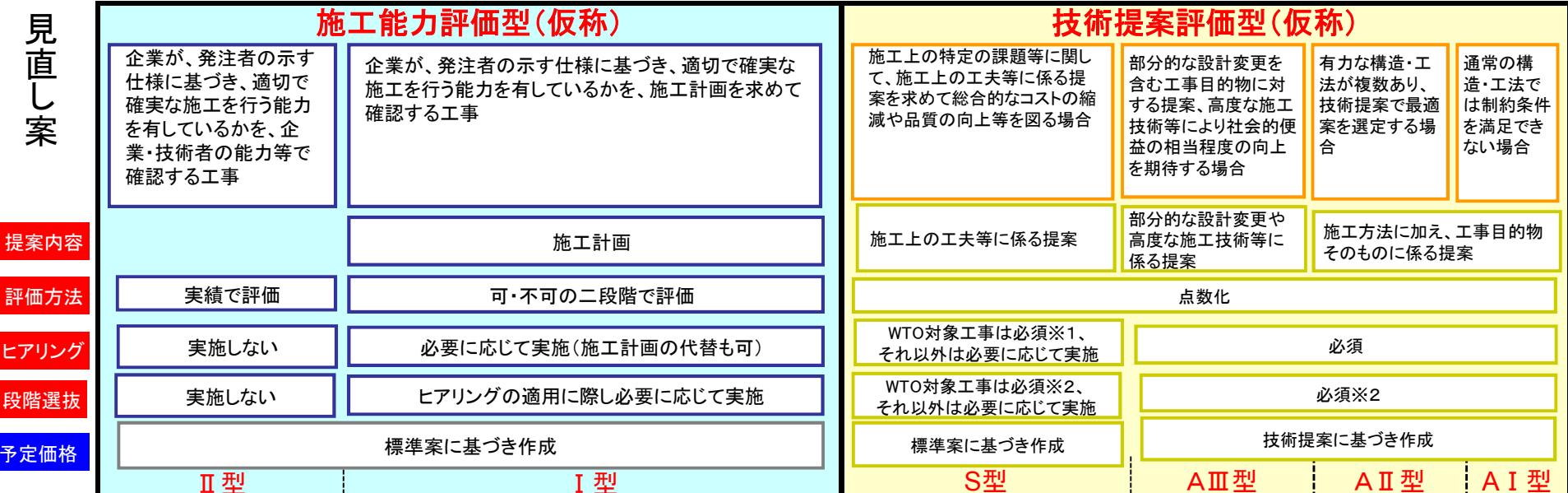
※施工計画重視型は、従来の標準Ⅱ型を踏襲。

※チャレンジ型は、担い手確保に資する地域企業の受注機会の確保を目的に試行。

(参考)総合評価落札方式の見直し(二極化)(案) ※H24年2月28日本省懇談会資料



← 施工能力を評価する → ← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →



※1)段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する

※2)段階選抜は引き続き試行で実施する

(変更2) 競争参加資格要件の緩和(複数の配置予定技術者を記載した場合)

沖縄総合事務局開発建設部発注の港湾空港工事において、複数の配置予定技術者を記載した場合は、全ての配置予定技術者(JV工事のサブ構成員技術者も含む)が所定の参加資格要件を満足していない場合は、『欠格』しているところですが、さらなる競争性の確保等の観点から、条件付きで競争参加資格を認めることとする。なお、記載できる配置予定技術者の人数を最大3人までとする。

◎配置予定技術者の競争参加資格の認定(変更概要)

	現 行	改 正	備 考
競争参加資格要件 (欠格要件)	<u>全ての配置技術者</u> (JVの場合はサブ構成員も含む)が参加資格要件を満足していること。	<u>1名以上の配置予定技術者が</u> 競争参加資格を満足していること。(JVの場合は、代表者・サブ構成員ともに1名以上満足していること)	
記載できる技術者数	規定しない	<u>最大3名まで</u>	

※配置予定技術者の記載できる人数を最大3名とします。(JV工事の場合は、代表者3名、サブ構成員(1社当たり)3名までとします。)

※3名以上の記載している場合は、記載順番で最初から3名のみを評価対象とします。(4人目以降は未提出扱いとします)

※総合評価(加算点)は、競争参加資格要件を満足する配置技術者のうち、最も評価が低い技術者とします。

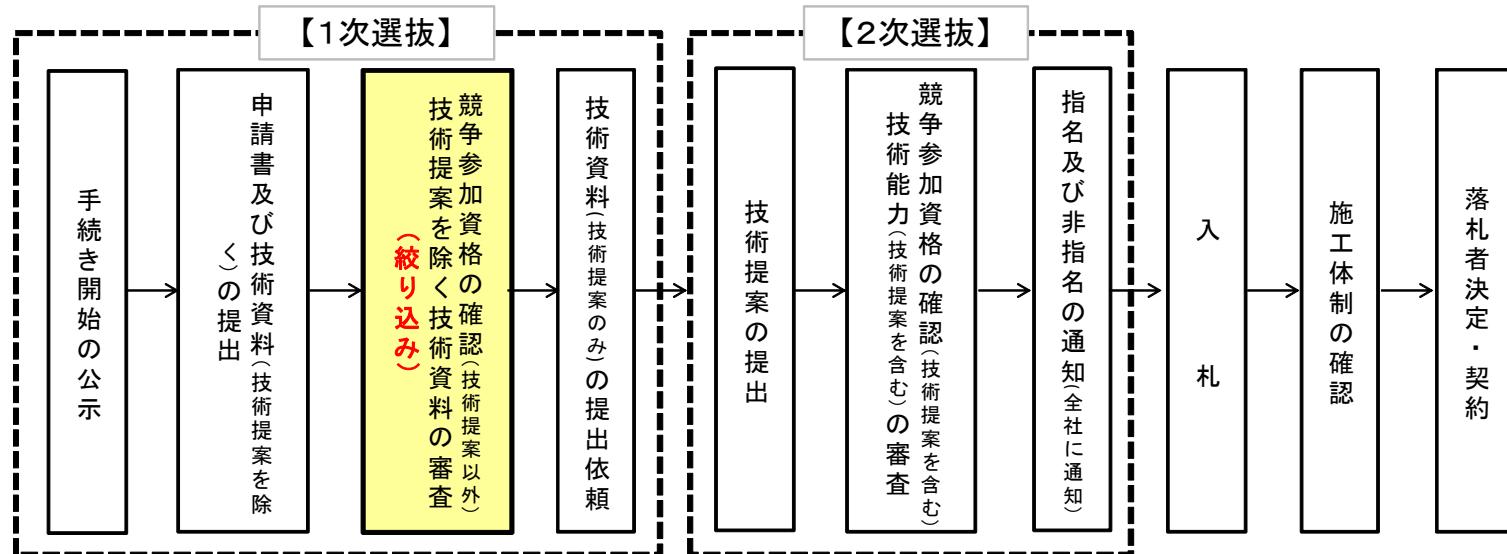
◎競争参加資格(配置予定技術者)の条件付き認定事例

配置予定技術者	競争参加資格要件				判定	競争参加資格の認定	備 考
	資格	雇用関係	施工実績	専任制			
A氏	○	○	○	○	◎	<u>有り(条件付き)</u>	
B氏	○	○	×	○	×	(理由)但し、配置予定技術者は、A氏又はC氏のいずれかとする。(B氏の工事経験は、施工実績として認められないため)	
C氏	○	○	○	○	◎		

(変更3) 二段階選抜方式の拡大試行

二段階選抜方式の試行については、入札応募者の技術資料作成の費用削減や当局の事務量の軽減が図れることから、『**入札応募者が多数予想される工事**』に**拡大して適用**する。
(※施工能力評価型(Ⅱ型)を除く)

(1) 二段階選抜方式の手続きフロー



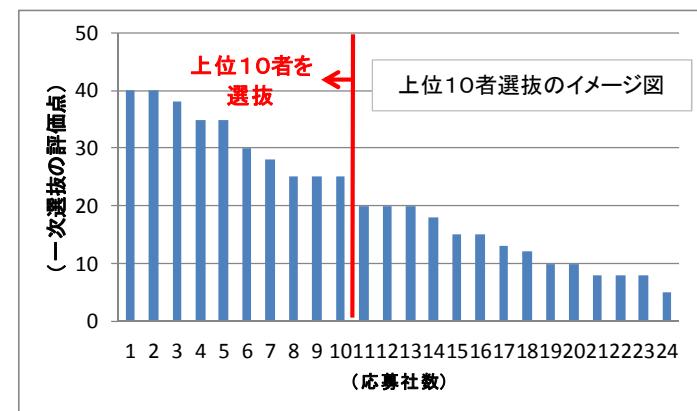
(2) 一次選抜方法(絞り込みの方法)

①下記「選抜項目(絞り込みの項目)」の評価点の合計値が、**上位10者程度を一次選抜**する。(競争参加資格を満足しない者を除く)

②選抜項目(絞り込みの項目(案))

「企業の能力等」、「技術者の能力等」、「地域精通度・貢献度」の合計

※具体的な選抜者数や選抜項目は各案件毎に設定する。



1. 沖縄総合事務局開発建設部における 入札・契約方式について (港湾空港)

1－1. 開発建設部(港湾・空港)における入札・契約方式

内閣府
沖縄総合事務局

(1) 発注方式

発注規模(工事規模)が250万円以上については、原則として、一般競争入札方式(総合評価落札方式)により実施する。なお、1,000万円以上の案件については、施工体制確認型を併用するものとする。※災害等復旧工事等で、緊急に施工しなければならない場合は除く。

(2) 電子入札システム

技術資料の提出や入札等は、一般競争入札における電子入札システムの手順に基づき、実施するものとする。(電子入札システムの詳細は、沖縄総合事務局開発建設部HPで確認してください)

○ 沖縄総合事務局開発建設部ホームページ



http://www.dc.ogb.go.jp/kaiken/keiyaku/kaiken_keiyaku_denshi.html

○ 電子入札施設管理センターホームページ

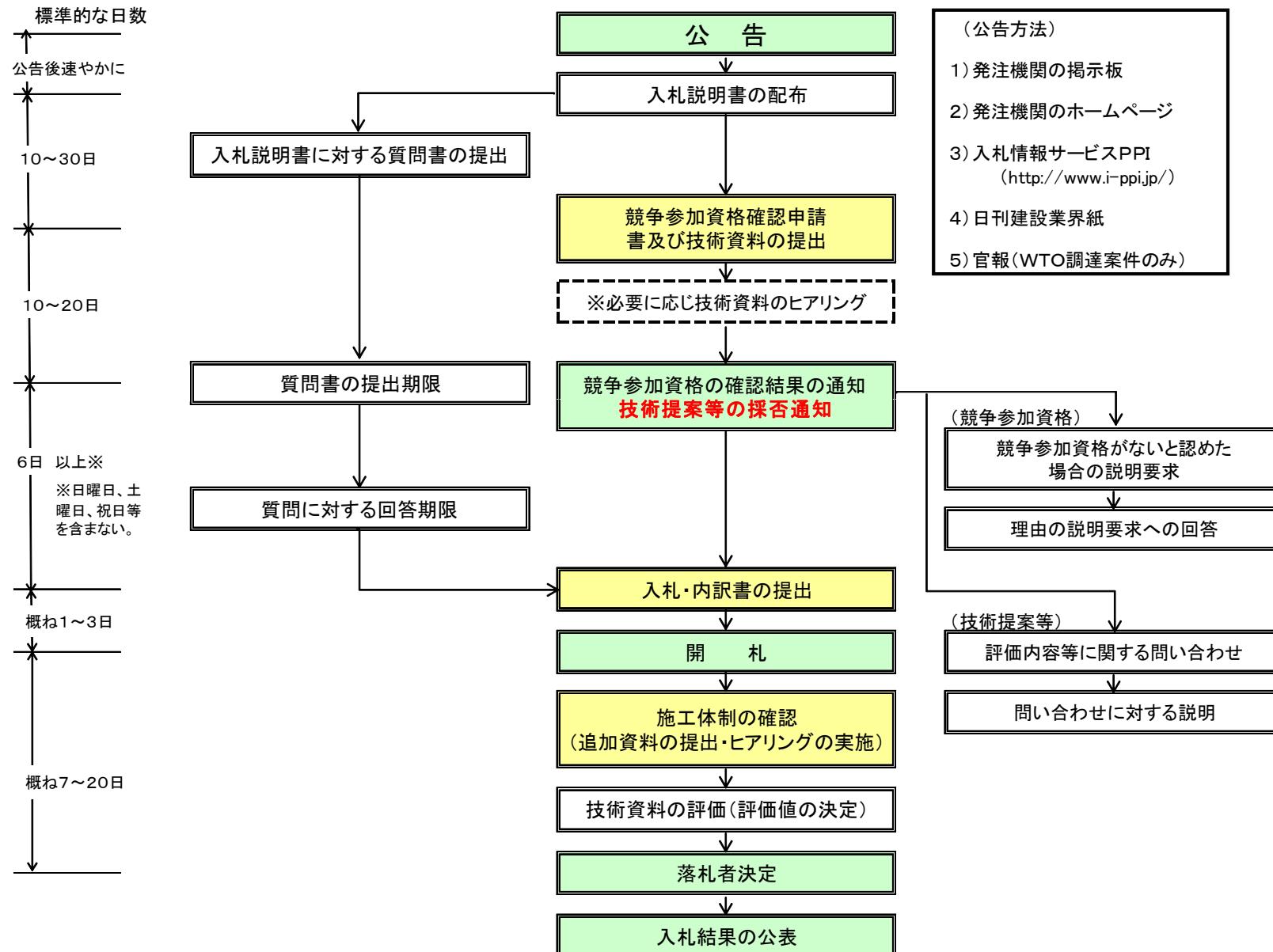


<http://www.e-bisc.go.jp/>

1－1. 開発建設部(港湾・空港)における入札・契約方式

内閣府 沖縄総合事務局

(3)一般的な入札契約手続きの流れ



1－1. 開発建設部(港湾・空港)における入札・契約方式

内閣府

沖縄総合事務局

(4)工事規模による発注等級(ランク)の標準区分(港湾・空港)

工種	入札契約方式	工事規模(予定価格)	等級	備考
港湾土木工事 空港等土木工事 港湾等しゅんせつ工事	一般競争 (政府調達)	5. 8億円以上	—	※経営事項評価点数による
	一般競争	5. 0億円以上 5. 8億円未満 9, 000万円以上 5. 0億円未満 9, 000万円未満	A B C	
港湾等鋼構造物工事	一般競争 (政府調達)	5. 8億円以上	—	※経営事項評価点数による
	一般競争	3, 700万円以上 5. 8億円未満 3, 700万円未満	A B	
空港等舗装工事	一般競争 (政府調達)	5. 8億円以上	—	※経営事項評価点数による
	一般競争	1. 2億円以上 5. 8億円未満 5, 000万円以上 1. 2億円未満 5, 000万円未満	A B C	

注)政府調達対象額(WTO調達対象額)は、H24年4月1日より5. 8億円に改定(概ね2年毎に見直し)。

1-2. 一般競争入札方式における競争参加資格要件

参加申込みにあたっては、下表の資格要件を付すとともに指定の資料の提出を義務付ける。

なお、**参加資格要件が認められない場合は入札に参加できない。**

(1) 競争参加資格要件一覧表

参 加 資 格 要 件	一般競争入札方式				資料様式
	WTO技術提案評価型(S型)	技術提案評価型(S型)	施工能力評価型(I型) 施工実績重視型 チャレンジ型	施工能力評価型(II型)	
【必須項目】					
1 予決令第70及び71条に該当しないこと	○	○	○	○	様式1-2
2 当局の有資格者であること	○	○	○	○	様式1-2
3 経営事項評価点数が一定の点数以上であること	○	-	-	-	様式1-2
4 会社更生法又は民事再生法に基づいた更生手続き開始の申立て等を行っていない者であること	○	○	○	○	様式1-2
5 指名停止を受けている期間中でないこと	○	○	○	○	様式1-2
6 入札参加者との資本関係等がないこと	○	○	○	○	-
7 設計業務等の受託者との関連がないこと	○	○	○	○	様式1-2
8 発注工事と同種工事の施工実績があること	○	○	○	○	様式2
9 配置予定技術者の同種工事の経験・資格を有すること	○	○	○	○	様式3
10 施工計画が適正であること	-	-	○	-	様式4-1~4-5
11 技術提案に係わる施工計画が適正であること(標準案)	○	○	-	-	様式8-1~8-2
12 過去2年間の同種工事の平均工事成績が一定の点数以上であること	△	○	○	○	様式1-2 様式7
13 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者として排除要請がないこと	○	○	○	○	様式1-2
【選択項目】					
1 県内(○○圏域)に本店・支店等が存在すること	-	△	△	△	様式1-2
2 当局の有資格者で○等級であること	-	△	△	△	様式1-2
3 総合点数が一定の点数以上であること	-	△	△	△	様式1-2
4 赤土対策の実績があること	-	△	△	△	様式2
5 技術資料及び入札を全て電子システムで行える者であること	-	△	△	△	-

○:全ての工事に設定、△:工事案件毎に設定

1-2. 一般競争入札方式における競争参加資格要件

内閣府

沖縄総合事務局

(2) 工事発注規模による地域要件(港湾・空港)

工事規模	参加資格要件	備考
5. 8億円以上の工事	・地域要件を設定しない(WTO調達)	
2. 5億円～5. 8億円未満の工事	・沖縄県内に建設業法に基づく本店、支店、営業所を求める	
2. 0億～2. 5億円未満の工事	(難易度の高い工事に適用) ・沖縄県内に建設業法に基づく本店、支店、営業所を求める (難易度の低い工事に適用) ・沖縄県内に建設業法に基づく本店を求める	
0. 9億円～2. 0億円未満の工事	・沖縄県内に建設業法に基づく本店※を求める	注)※工事内容を考慮して、営業拠点を緩和することができる。
0. 9億円未満の工事	・○○圏内に建設業法に基づく本店※を求める。	

(3) 工事発注規模による配置予定技術者の資格要件(港湾土木の場合)

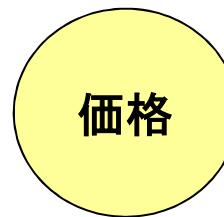
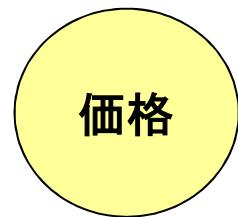
工事規模	資 格 基 準
1. 6億円以上の工事	1)1級土木施工管理技士 2)1級建設機械施工技士 3)技術士〔建設部門、農業部門(農業土木)、森林部門(森林土木)、水産部門(水産土木)、総合技術監理部門(建設、農業ー農業土木、林業ー森林土木、水産ー水産土木)〕 4)国土交通大臣が認定した者
1. 6億円未満の工事	1)1級若しくは2級土木施工管理技士 2)1級若しくは2級建設機械施工技士 3)技術士〔建設部門、農業部門(農業土木)、森林部門(森林土木)、水産部門(水産土木)、総合技術監理部門(建設、農業ー農業土木、森林ー森林土木、水産ー水産土木)〕 4)国土交通大臣が認定した者

注)技術者の資格要件の詳細は、入札公告等で確認すること。

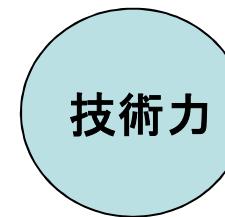
2. 総合評価落札方式について (港湾空港)

総合評価落札方式とは？

「総合評価落札方式」とは、応札価格と価格以外の要素(技術力)を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とすることにより、**「価格」と「技術力」が総合的に優れた施工者を選定**する方式のことである。



+



<従来の方式>

<総合評価落札方式>

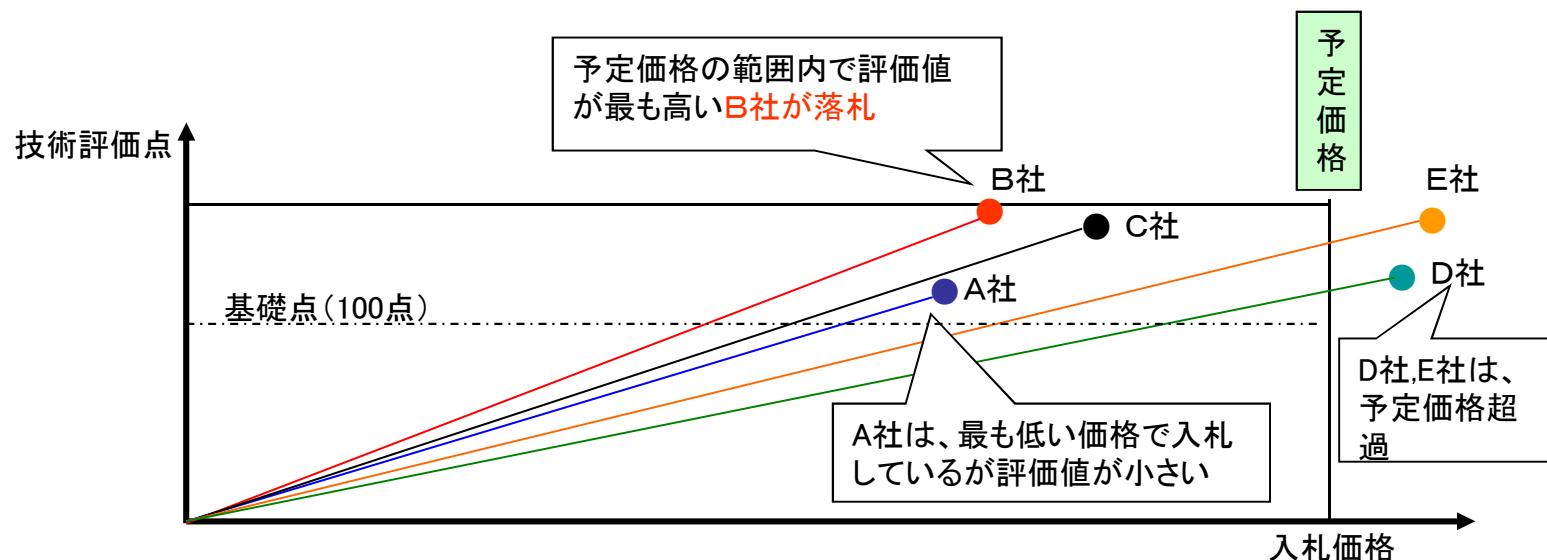
2-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式による落札者の決定方法

- ① 総合評価落札方式による落札者の決定は、入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、技術評価点を入札価格で除した値(評価値)の最も高いものを落札者とする。
- ② 技術評価点は、基礎点(100点)に加算点を加えたものとする。また、施工体制確認型の場合は、さらに施工体制評価点を加えるものとする。
- ③ 加算点は、施工計画、企業の施工能力等を評価して決定する。

[除算方式]

$$\text{評価値の算出方法} \quad \text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{基礎点(100点)} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$



2-2. 総合評価落札方式の種類及び概要

総合評価落札方式は、「施工能力評価型(Ⅱ型)」、「施工能力評価型(Ⅰ型)」、「施工計画重視型」、「チャレンジ型」、「技術提案評価型(S型)」、「WTO技術提案評価型(S型)」に区分するものとし、技術的難易度等に応じてタイプを選定する。

(1) 総合評価落札方式(選定方法)

契約区分	工事規模	工事難易度						備考
		(低い) I	II	III	IV	V	(高い) VI	
本官契約 2.5億円	政府調達 (WTO) 5.8億円			WTO技術提案評価型(S型)				※チャレンジ型は、地域に担い手育成に資する工事に適用(試行)
	A等級 5.0億円	施工能力評価型 (Ⅱ型)	施工能力評価型(Ⅰ型) 又は 施工計画重視型 空港等舗装(1.2億円)	港湾土木、しゅんせつ、空港土木				
	B等級							
	C等級 0.9億円							

(2) 港湾工事の技術難易度表

事業区分	工事区分 (構造形式・工法分類)	工事難易度					
		(低い) I	II	III	IV	V	(高い) VI
港湾、 港湾海岸	ブロック類製作工事	易	やや難	難			
	浚渫揚土工事、防波堤工事(ブロック式)、岸壁工事(杭式桟橋を除く)、地盤改良工事、捨石基礎工事、ケーラン製作工事		易	やや難	難		
	防波堤工事(ケーラン式)、岸壁工事(杭式桟橋)			易	やや難	難	
	沈埋トンネル工事				易	やや難	難
	養浜・覆砂	易	やや難	難			
	流路工事	易	やや難	難			
	橋梁上部工、橋梁下部工、道路共同溝(推進工法、開削工法)、電線共同溝(道路)		易	やや難	難		
	道路トンネル(シールド工法、開削工法)、道路共同溝(シールド工法)			易	やや難	難	
	道路舗装、道路付属施設、カルバート工(道路)、擁壁工(道路)、道路排水工	易	やや難	難			
	堰・水門		易	やや難	難		
	公園	易	やや難	難			

2-2. 総合評価落札方式の種類及び概要

(3) 総合評価タイプ(評価方法)

発注方式	施工能力評価型 (Ⅱ型)	施工能力評価型 (Ⅰ型)	施工計画重視型 チャレンジ型	技術提案評価型 (S型)	WTO技術提案評 価型(S型)
適用工事	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事 (難易度Ⅰ)	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事		・施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る必要のある工事	
技術力の評価方法 (総合評価の評価項目)	<u>・企業の能力</u> <u>・技術者の能力</u> <u>・地域精通度</u> <u>で評価する。</u> (施工計画は求めない)	<u>・企業の能力</u> <u>・技術者の能力</u> <u>・地域精通度</u> <u>で評価する。</u> (施工計画は・可・不可の二段階で評価)	<u>・企業の能力</u> <u>・技術者の能力</u> <u>・地域精通度</u> <u>・施工計画</u> <u>で評価する。</u>	<u>・企業の能力</u> <u>・技術者の能力</u> <u>・地域精通度</u> <u>・技術提案</u> <u>で評価する。</u>	<u>・技術提案のみ</u> <u>で評価する</u>
配置技術者ヒアリングの評価方法 (総合評価) ※実施した場合のみ適用	× (実施しない)	△ (必要がある場合に実施する) ※技術者の施工実績の評価点にヒアリング結果を乗ずる。 ※施工計画は、競争参加資格にヒアリング結果を反映させる。 (欠格要件)	△ (必要がある場合に実施する) ※技術者の施工実績及び技術提案(施工計画)の評価点にヒアリング結果を乗ずる。	○ (原則実施する) ※技術提案の評価点にヒアリング結果を乗ずる。	

※施工計画重視型は、従来の標準Ⅱ型を踏襲する。

※チャレンジ型は、担い手育成に資する工事に適用する。(試行)

2-2. 総合評価落札方式の種類及び概要

(4) 各タイプにおける評価点一覧表

区分	標準点 (基礎点)	評価点(加算点)			施工体制点 30点	
		加算点1	加算点2			
		企業の能力 技術者の能力 地域精通度・貢献度	施工計画	技術提案		
施工能力評価型 (Ⅱ型)	100点	40点	—	—	30点	
施工能力評価型 (Ⅰ型)		40点	※可・不可の評価	—		
施工計画重視型		30点	10点	—		
チャレンジ型		20点	20点	—		
技術提案評価型 (S型)		30点	—	30点		
WTO技術提案 評価型(S型)		—	—	60点		

注) WTO技術提案評価型(S型)は、政府調達案件(5.8億円以上)のみ適用とする。

注) 施工体制点は、1,000万円以上の案件のみ適用する。

2-3. タイプ毎の評価項目及び標準配点(案)

1)企業の技術力等の評価基準

評価項目	評価細目	施工能力評価型 (Ⅱ型)		施工能力評価型 (Ⅰ型)		施工計画重視型		チャレンジ型		技術提案評価型 (S型)		WTO技術提案評価 型 (S型)	備 考
		評価項目	点数	評価項目	点数	評価項目	点数	評価項目	点数	評価項目	点数		
施工計画	工程管理に係わる技術的所見					○	(10点×1 テーマ)	○	20 (10点×2 テーマ)				
	施工上の課題に対する技術的所見					○		○					
	施工上配慮すべき事項に対する技術的所見					○		○					
	材料の品質管理に係わる技術的所見					○		○					
	施工計画(課題に対する施工計画)			◎ 可・不可									
	技術者ヒアリング(5段階評価)			△		△		△					※ヒアリング結果を施工計画 に乗ずる。
	小計(1)						10		20				
企業の能 力等	同種工事の施工実績	◎	4	◎	4	◎	2	◎	4	◎	2		
	工事成績(企業)	◎	4	◎	4	◎	4			◎	4	注) △の項目を評 価する場合は、 小計を変更しな いこと。	
	低入札工事の工事成績	◎	0~8	◎	0~8	◎	0~6	◎	0~2	◎	0~6		減点評価
	優良工事表彰	◎	2	◎	2	◎	2			◎	2		
	《品質管理の取り組み(ISO9000)》	△	(1)	△	(1)	△	(1)			△	(1)		
	工事事故等	◎	0~4	◎	0~4	◎	0~3	◎	0~2	◎	0~3		減点評価
	小計(2)		10		10		8		4		8		
技術者の能 力等	《配置予定技術者の資格》	△	(1)	△	(1)	△	(1)			△	(1)		
	同種工事の施工経験	◎	8	◎	8	◎	6	◎	4	◎	6		
	技術者ヒアリング(5段階評価)			△		△		△		△			※ヒアリング結果を施工経験 に乗ずる。
	工事成績(技術者)	◎	8	◎	8	◎	6	◎	4.5	◎	6		
	優良技術者表彰	◎	3	◎	3	◎	2			◎	2		
	継続教育(CPD)	◎	1	◎	1	◎	1	◎	0.5	◎	1		
	小計(3)		20		20		15		9		15		

2-3. タイプ毎の評価項目及び標準配点(案)

地域精通度・貢献度	地域内の拠点の有無	◎	2	◎	2	◎	1.5	◎	1.5	◎	1.5		
	近隣地域での施工実績(①又は②)	◎	2	◎	2	◎	1.5	◎	1.5	◎	1.5		
	災害協定締約の有無	◎	2	◎	2	◎	1	◎	1.0	◎	1		
	県内業者の下請活用の有無(元請けを含む)	◎	4	◎	4	◎	3	◎	3	◎	3		
	《作業船舶の保有状況》	△	(1)	△	(1)	△	(1)	△	(1)	△	(1)		
	小計(4)		10		10		7		7		7		
技術提案	総合的なコストに関する提案 工事目的物の性能・機能の向上に関する提案 環境対策等、特に配慮が必要な提案							◎	30 (1テーマ×5提案)	◎	60 (2テーマ×5提案)		
	技術者ヒアリング(5段階評価)							△		◎		※ヒアリング結果を技術提案に乗ずる。	
	小計(5)								30		60		
	合 計		40		40		40		40		60		60

◎:全ての工事にて評価する項目 ○:選択して評価する項目 △:工事毎に設定する項目

- 注) 1. 施工計画は、実績重視型は1課題、チャレンジ型は1~2課題を設定することを原則とする。 4. 作業船舶の保有は、発注規模が0.9億円以上、かつ作業船舶を使用する工事に適用する。
 2. 配置予定技術者の資格は、発注規模(契約予定金額)が1.6億円以下の場合に適用する。 5. 技術者ヒアリングは、技術者の施工経験、施工計画及び技術提案に含めて評価する。
 3. 近隣地域での施工実績は①又は②をいずれか一方を選択して評価項目とするものとする。 6. 工事毎に設定する項目(△)を設定する場合、評価項目の小計を変更しないこと。

2) 施工体制の評価基準

評価項目	評価細目	施工能力評価型 (Ⅱ型)		施工能力評価型 (Ⅰ型)		施工計画重視型		チャレンジ型		技術提案評価型 (S型)		WTO技術提案評価型 (S型)	備考
		評価項目	点数	評価項目	点数	評価項目	点数	評価項目	点数	評価項目	点数		
品質確保の実効性		◎	15	◎	15	◎	15	◎	15	◎	15	◎	15
施工体制確保の確実性		◎	15	◎	15	◎	15	◎	15	◎	15	◎	15
合 計		30		30		30		30		30		30	

注)施工体制確認型の場合に適用する。

2-4. 総合評価落札方式の評価基準(評価項目及び細目)

総合評価落札方式にかかる具体的な評価基準(案)は以下の通りである。
なお、具体的な評価基準については入札公告等で確認して下さい。

(1) 施工計画

評価項目	評価の視点	施工能力評価型(Ⅱ型) 施工能力評価型(Ⅰ型)		施工計画重視型		チャレンジ型		技術提案評価型(S型)		評価基準	
		得点	配点	得点	配点	得点	配点	得点	配点		
工程管理に係わる技術的所見 (様式4-1)	工期設定の適切性	☆施工能力評価(Ⅱ型)→施工計画を求める。 ☆施工能力評価(Ⅰ型)→施工計画を「可」「不可」評価	10	優	20 (10)	優				各工程の工期が適切であり、工程が詳細に記載かつ工程管理に工夫が見られる	
				良		良				各工程の工期が適切であり、工程が詳細に記載または工程管理に工夫が見られる	
				可		可				各工程の工期が適切	
	施工上の課題に対する技術的所見 (様式4-2)		10	優	20 (10)	優				課題への対応が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて的確に図られ、優れた工夫が見られる	
				良		良				課題への対応が現地の環境条件を踏まえて的確に図られ、工夫が見られる	
				可		可				課題への対応が現地の環境条件を踏まえており的確	
	施工上配慮すべき事項に対する技術的所見 (様式4-3)		10	優	20 (10)	優				配慮事項が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる	
				良		良				配慮事項が現地の環境条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる	
				可		可				配慮事項が現地の環境条件を踏まえており適切	
材料の品質管理に係わる技術的所見 (様式4-4)	コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	10	優	20 (10)	優					品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、優れた工夫が見ら	
			良		良					品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる	
			可		可					品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件を踏まえており適切	
小計(1)			10	20							

注)各課題に対する提案内容は、最大3項目とする。また、合計ポイント数を10点(20点)満点換算して得点とする。(優-2ポイント、良-1ポイント、可-0ポイント)

※得点=(3項目の合計ポイント数÷6ポイント)×10(20)得点(少数第2位四捨五入)

2-4. 総合評価落札方式の評価基準(評価項目及び細目)沖縄総合事務局

(2)企業の能力等

評価項目	評価の視点	施工能力評価型(II型) 施工能力評価型(I型)		施工計画重視型		チャレンジ型		技術提案評価型(S型)		評価基準
		得点	配点	得点	配点	得点	配点	得点	配点	
同種工事の施工実績	過去15年間の同種工事の施工実績	4	4.0	2	2.0	4	4.0	2	2.0	(より同種工事)総合事務局(開建部)・国土交通省の実績あり
			3.0		1.5		3.0		1.5	(より同種工事)旧公団等・沖縄県の実績あり
			2.0		1.0		2.0		1.0	(より同種工事)県内市町村・他省庁・県外自治体の実績あり
			3.0		1.5		3.0		1.5	(同種工事)総合事務局(開建部)・国土交通省の実績あり
			2.0		1.0		2.0		1.0	(同種工事)旧公団等・沖縄県の実績あり
			1.0		0.5		1.0		0.5	(同種工事)県内市町村・他省庁・県外自治体の実績あり
			0.0		0.0		0.0		0.0	上記以外の実績あり
工事成績(企業)	開発建設部内(港湾・空港所管)での過去5年間における成績点の平均点	4	4.0	4	4.0			4	4.0	80点以上
			2.5		2.5				2.5	75点以上 80点未満
			1.0		1.0				1.0	70点以上 75点未満
			0.0		0.0				0.0	70点未満又は実績なし
低入札工事の工事成績	開発建設部(港湾・空港所管)における過去2年度間の低入札工事の工事成績	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	70点以上
			-4.0		-3.0		-3.0		-3.0	65点以上 70点未満
			-8.0		-6.0		-6.0		-6.0	65点未満
優良工事表彰	過去3年間の優良工事表彰の有無(同一工種)	2	2.0	2	2.0			2	2.0	局長表彰の実績あり
			1.0		1.0				1.0	事務所長表彰の実績あり
			0.0		0.0				0.0	なし
品質管理の取り組み※	ISO9001の承認取得状況(管内の営業所等・土木工事)	※	0.5	※	0.5			※	0.5	ISO9001承認取得を活用した工事実績あり(県内公共工事で発注者が認めた工事)
			0.3		0.3				0.3	ISO9001承認取得あり
			0.0		0.0				0.0	ISO9001承認取得なし
工事事故等	過去1年間における事故状況(建築・民間及び米軍工事は除く)、粗雑工事の有無	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	粗雑工事、事故なし
			-2.0		-1.5		-1.5		-1.5	事故等による文書警告・注意あり
			-4.0		-3.0		-3.0		-3.0	事故等による指名停止あり
小計(2)		10	8		4			8		

※「同種工事」は、競争参加資格要件を満足する工事。

※「より同種工事」は、競争参加資格要件を満足する工事に加えて、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について、更なる同種性が認められる工事。

2-4. 総合評価落札方式の評価基準(評価項目及び細目)沖縄総合事務局

(3)技術者の能力

評価項目	評価の視点	施工能力評価型(Ⅱ型) 施工能力評価型(Ⅰ型)		施工計画重視型		チャレンジ型		技術提案評価型(S型)		評価基準
		得点	配点	得点	配点	得点	配点	得点	配点	
配置予定技術者 の資格	主任(監理)技術者の保有する資格	※	1.0	※	1.0			※	1.0	1級土木施工管理技士、技術士
			0.0		0.0				0.0	2級土木施工管理技士
同種工事の施工 経験	過去15年間の主任(監理)技術者の施工経験	8	8.0	6	6.0	4	4.0	6	6.0	(より同種工事・役職経験有り)総合事務局(開発建設部)・国土交通省の実績あり
			6.0		4.5		3.0		4.5	(より同種工事・役職経験無し)総合事務局(開発建設部)・国土交通省の実績あり
			6.0		4.5		3.0		4.5	(より同種工事・役職経験有り)旧公団等・沖縄県の実績あり
			4.0		3.0		2.0		3.0	(より同種工事・役職経験無し)旧公団等・沖縄県の実績あり
			4.0		3.0		2.0		3.0	(より同種工事・役職経験有り)県内市町村・他省庁・県外自治体の実績あり
			6.0		4.5		3.0		4.5	(同種工事・役職経験有り)総合事務局(開発建設部)・国土交通省の実績あり
			4.0		3.0		2.0		3.0	(同種工事・役職経験無し)総合事務局(開発建設部)・国土交通省の実績あり
			4.0		3.0		2.0		3.0	(同種工事・役職経験有り)旧公団等・沖縄県の実績あり
			2.0		1.5		1.0		1.5	(同種工事・役職経験無し)旧公団等・沖縄県の実績あり
			2.0		1.5		1.0		1.5	(同種工事・役職経験有り)県内市町村・他省庁・県外自治体の実績あり
			0.0		0.0		0.0		0.0	上記以外の実績あり
工事成績(技術者)	開発建設部内(港湾・空港所管)での過去5年間における成績点の平均点	8	8.0	6	6.0	4.5	4.5	6	6.0	80点以上
			5.0		4.0		3.0		4.0	75点以上 80点未満
			3.0		2.0		1.5		2.0	70点以上 75点未満
			0.0		0.0		0.0		0.0	70点未満又は実績なし
優良技術者表彰	過去3年間の優良技術者表彰(港湾空港部門)	3	3.0	2	2.0			2	2.0	局長表彰の実績あり
			1.5		1.0				1.0	事務所長表彰の実績あり
			0.0		0.0				0.0	なし
継続教育(CPD)	各CPD団体の推奨単位の取得状況	1	1.0	1	1.0	0.5	0.5	1	1.0	推奨単位以上
			0.0		0.0		0.0		0.0	推奨単位未満
小計(3)		20		15		9		15		

※技術者ヒアリングを実施した場合は、同種工事の施工実績(監理能力)にヒアリング結果を乗ずる。

2-4. 総合評価落札方式の評価基準(評価項目及び細目)沖縄総合事務局

(4) 地域精通度・貢献度

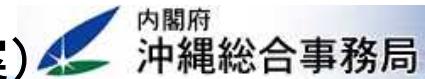
評価項目	評価の視点	施工能力評価型(II型) 施工能力評価型(I型)		施工計画重視型		チャレンジ型		技術提案評価型(S型)		評価基準
		得点	配点	得点	配点	得点	配点	得点	配点	
地域内での拠点の有無	地域内における本支店、営業所等の有無	2	2.0	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	○○内に本店あり
			0.0		0.0		0.0		0.0	その他
近隣地域での施工実績①※	過去15年間の近隣地域(沖縄県内)の港湾・空港工事の実績	2	2.0	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	実績あり:[海上工事]同一港内(海上) [陸上工事]同一空港内(制限区域内)
			1.0		0.8		0.8		0.8	実績あり:[海上工事]沖縄県内(海上) [陸上工事]同一港内、同一空港内(制限区域外)
			0.0		0.0		0.0		0.0	その他
近隣地域での施工実績②※	過去3年間の近隣地域(沖縄県内)の土木工事の実績(建築・民間及び米軍工事は除く)。なお、共同企業体の場合には構成員全ての合計	※	2.0	※	1.5	※	1.5	※	1.5	15件以上
			1.0		0.8		0.8		0.8	10件以上15件未満
			0.0		0.0		0.0		0.0	10件未満
災害協定の有無	沖縄総合事務局(港湾空港所管)との災害協定の有無(所属する協会等が締結した場合も含む)	2	2.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	災害協定の締結あり
			0.0		0.0		0.0		0.0	その他
県内業者の下請活用の有無	県内企業を下請として活用する比率(県内元請企業も含む)	4	4.0	3	3.0	3	3.0	3	3.0	下請(元請)予定金額が請負金額の30%以上
			2.0		1.5		1.5		1.5	下請(元請)予定金額が請負金額の20%~30%未満
			0.0		0.0		0.0		0.0	下請(元請)予定金額が請負金額の20%未満
作業船舶保有の有無※	自社が保有する作業船舶の有無	※	1.0	※	1.0	※	1.0	※	1.0	当該工事で使用する作業船舶の保有あり
			0.5		0.5		0.5		0.5	作業船舶の保有有り
			0.0		0.0		0.0		0.0	その他

(5) 技術提案

評価項目	評価の視点	施工能力評価型(II型) 施工能力評価型(I型)		施工計画重視型		チャレンジ型		技術提案評価型(S型) WTO技術提案評価型(S型)		評価基準
		得点	配点	得点	配点	得点	配点	得点	配点	
技術提案	総合的なコストに関する提案 工事目的物の性能・機能の向上に関する提案 環境対策等、特に配慮が必要な提案							優 良 可	課題への対応が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性工事目的物の性能、機能の向上等)を踏まえて適切的確に図られ、優れた工夫が見られるか否に関する技術提案かを項目毎に評価(優○点、良○点、可○点)とする。 ※最大○○点=5提案×優(○点)	
小計(5)								(S型・通常)-30点(1テーマ×5提案) (WTO・S型)-60点(2テーマ×5提案)		

※技術者ヒアリングを実施した場合は、技術提案の評価にヒアリング結果を乗ずる。

2-5. 配置予定技術者のヒアリング評価基準(案)



配置予定技術者のヒアリングについては、原則として以下の通りとする。なお、ヒアリングを実施した場合は、配置予定技術者の施工経験及び技術提案(施工計画)の評価結果に反映させるものとする。

(1) 配置技術者ヒアリングの対象工事及び評価方法

発注方式	施工能力評価型 (Ⅱ型)	施工能力評価型 (Ⅰ型)	施工計画重視型 チャレンジ型	技術提案評価型 (S型)	WTO技術提案評 価型(S型)
ヒアリング 実施の有無	× (実施しない)	△ (必要がある場合に 実施する) ※配置予定技術者の監 理能力及び施工計画の 適切性を確認する必要 がある場合	△ (必要がある場合に 実施する) ※配置予定技術者の監 理能力及び施工計画の 理解度を確認する必要が ある場合に適用	△ (必要がある場合 に実施する) ※配置予定技術者の 監理能力及び技術提 案の理解度を確認する 必要がある場合に適 用	○ (原則実施する) ※原則として実施する が、ヒアリング実施しな くても十分に評価でき る場合省略できる。
ヒアリング 項目	—	施工経験 施工計画	施工経験 施工計画	施工経験 技術提案	技術提案
ヒアリング の評価方法	—	5段階評価 可・不可	5段階評価	5段階評価	5段階評価

(2) 配置技術者ヒアリングの対象者(出席者)

ヒアリングの対象者は、配置予定技術者とする。なお、ヒアリングに出席しない場合は、競争参加資格を認めない。(欠格とする)

また、複数の配置予定技術者を記載した場合は、原則として全員がヒアリングに出席しなければならない。

(※ヒアリング出席者については、所定のヒアリング審査の品質確保を前提に緩和措置を検討中)

2-5. 配置予定技術者のヒアリング評価基準(案)

(3)配置予定技術者ヒアリングの評価基準(案)

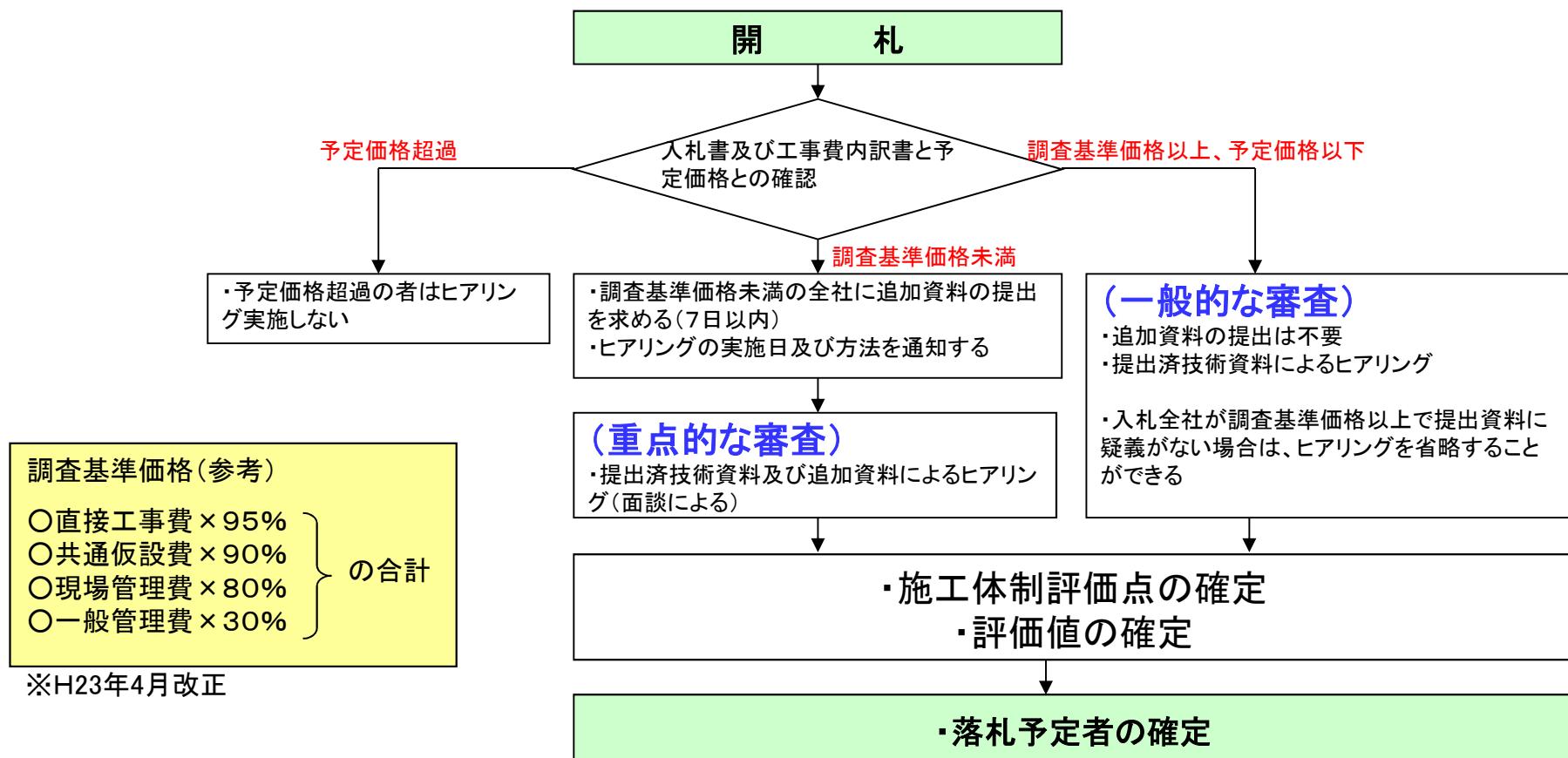
ヒアリング内容	評価の視点	評価基準		評価方法(評価係数)
1. 配置技術者の同種工事実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同種工事から得られた知見を今回の工事にどのように生かすことができるか、工事特性との関係とともに具体的に説明できるかを確認する。 ※①技術者としての役割、②工程管理、③品質管理、④安全管理、⑤関係者との調整、⑥同種実績と当該工事との関係等 	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な監理能力が確認できる (※説明内容を十分に理解し、説明に疑義が無い) 	A評価	<ul style="list-style-type: none"> ・各項目毎に3段階(A評価～C評価)で評価を行い、その合計を5段階評価(係数1.0～0.0)を行う。 ・5段階評価(係数)は原則として以下のよう。 <p style="text-align: center;">同種工事実績の評価点 × $\begin{cases} 1.0 \\ 0.75 \\ 0.5 \\ 0.25 \\ 0.0 \end{cases}$</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・一定の監理能力が期待できる (※説明内容をある程度理解しているが、説明に疑義が残る) 	B評価	
		<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外 (※説明できない) 	C評価	
2. 施工計画 (施工能力評価型・I型)	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画に対し、現場条件を踏まえて配慮すべき事項が適切かどうかを判断する 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工上配慮すべき事項が適切である 	可	<ul style="list-style-type: none"> ・「可」又は「不可」で評価する。 (※不可の場合は、競争参加資格を認めない)
		<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外 	不可	
3. 施工計画 (施工計画重視型・チャレンジ型)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の内容を十分に理解しており、技術提案の効果が最大現発揮されるために配慮すべき事項が適切に説明できるかを確認する。 ※予定技術者として、①技術提案の理解度(内容及び効果)、②技術提案が効果を発揮するために、施工上配慮すべき事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の内容を十分に理解している。また、内容説明に疑義が無い。 ・技術提案の効果が発揮されるために配慮すべき事項が適切である。また、工事特性との関連性が十分に説明でき、内容に疑義がない。 	A評価	<ul style="list-style-type: none"> ・各項目毎に3段階(A評価～C評価)で評価を行い、その合計を5段階評価(係数1.0～0.0)を行う。 ※技術提案(施工計画)の評価点に係数をかかる。 ・5段階評価(係数)は原則として以下のよう。 <p style="text-align: center;">技術提案(施工計画)の評価点 × $\begin{cases} 1.0 \\ 0.75 \\ 0.5 \\ 0.25 \\ 0.0 \end{cases}$</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の内容をある程度理解しているが、説明内容に疑義が残る。 ・技術提案の効果が発揮されるために配慮すべき事項について、工事特性との関連性をある程度説明できるが、疑義が残る。 	B評価	
		<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外 (※説明できない) 	C評価	
4. 技術提案 (技術提案評価型)				

注1)複数の同種工事実績を評価する場合、各々の実績ごとにヒアリングを行い、それぞれの実績に係数を掛ける

2)技術提案を2テーマ求める場合、各々のテーマごとにヒアリングを行い、それぞれの評価点に係数を掛ける

施工体制確認型とは？

「施工体制確認型」とは、品質確保のための体制その他施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等(仕様書・図面を含む)に記載された**要求内容(当該工事)を確実に施工できるかどうかを審査・評価**する方式のことである。(発注規模が1,000万円以上が対象)



注1) 詳細は沖総局開発建設部HPを参照 http://www.dc.ogb.go.jp/kaiken/keiyaku/kaiken_keiyaku_sekou.html

注2) 低価格入札の場合、施工体制の確認とは別に予算決算及び会計令第86条による調査が生ずる場合がある。

2-6. 施工体制確認型の概要

○施工体制確認型総合評価落札方式の考え方(評価点の付与)

1)施工体制評価点

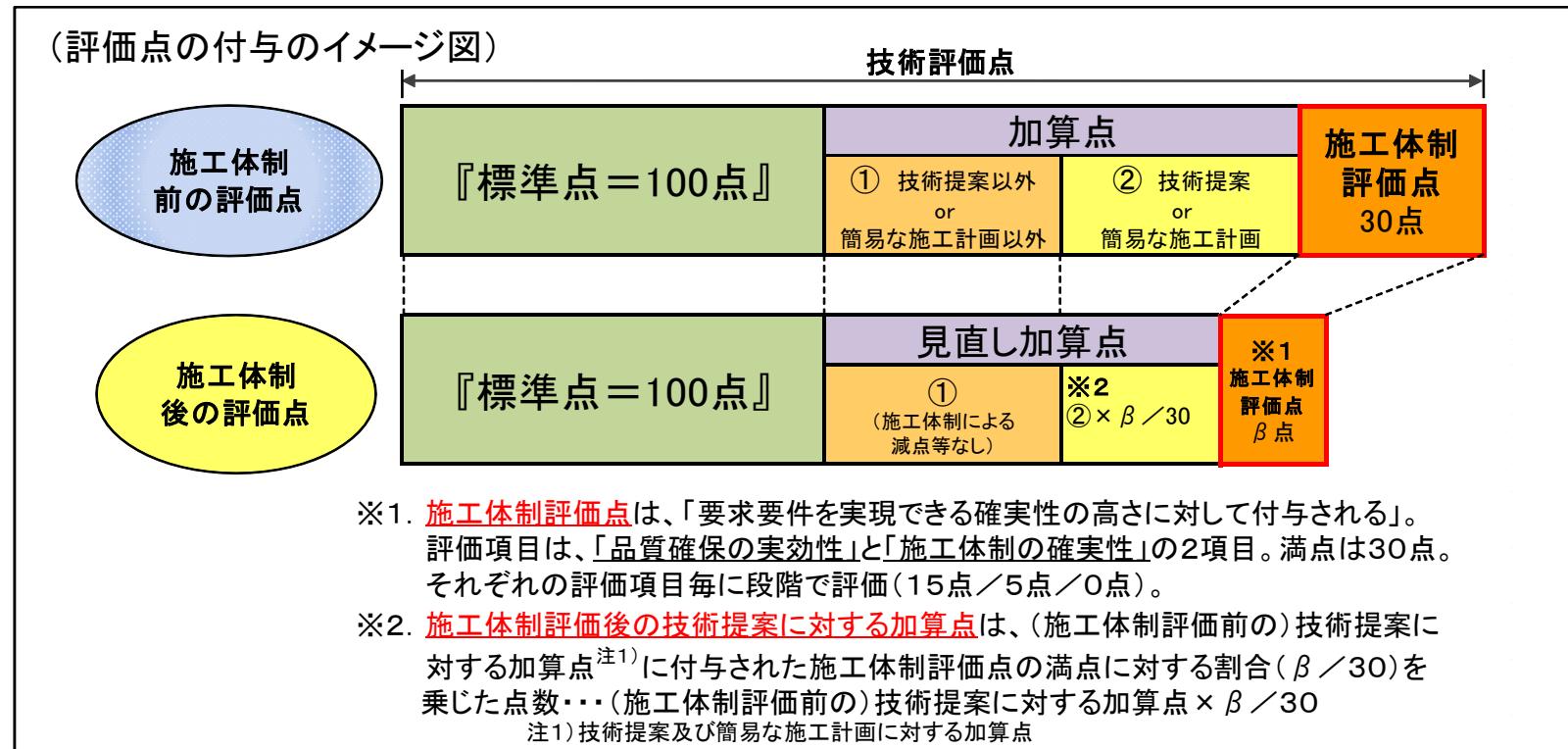
施工体制評価点は30点満点とし、「品質確保の実効性」及び「施工体制確保の確実性」の評価項目毎に各15点を配点する。それぞれの評価項目毎に評価(15点／5点／0点)

2)加算点に係わる確実性の評価(見直し加算点)

技術提案、施工計画に係わる加算点を対象とし、施工体制評価点の割合を乗じた点数とする。

見直し加算点＝加算点①+加算点②×(貴社の施工体制評価点／施工体制評価点の満点)

- ・加算点①=企業の能力+技術者の能力+地域精通度・貢献度
- ・加算点②=施工計画又は技術提案



2-7. 評価にあたっての留意事項

各評価項目に関する留意事項は次のとおりとする。なお、提出された資料にて確認できない場合は、原則として「欠格」又は「無評価(0点評価)」とするので十分注意すること。また、提出した資料の追加や修正は認められない。[詳細は入札公告等で確認して下さい。](#)

(1)-1 技術提案(施工計画)

ア) 技術提案(施工計画)の評価基準等

- ・施工計画重視型及びチャレンジ型に関する施工計画の求める項目は、原則として「工程管理(様式4-1)」、「施工上の課題(様式4-2)」、「施工上の配慮事項(様式4-3)」、「材料の品質管理(様式4-4)」から、工事内容を判断して1～2課題を設定する。(※施工計画重視型-1課題、チャレンジ型-1～2課題を原則とする)
- ・技術提案評価型は、原則として「〇〇〇に関する技術提案(様式8-1)」によるものとし、工事内容を判断して1～2課題を設定する。

- イ) 提出された技術提案(施工計画)で、記載内容が不適格があれば欠格とする。
- ウ) 各課題毎に3～5項目(※入札説明書による)まで評価の対象とし、それ以上は評価しない。なお、1提案項目に複数の提案内容があると判断される場合は評価の対象としない。
- エ) 施工上の配慮事項(様式4-3)の留意事項
 - ・課題は1課題を記載する。なお、複数の課題の場合は評価しない。
 - ・記載した課題が、他の課題(様式4-2、4-4)と同様な場合は評価しない。

*過度な技術提案・施工計画の取り扱い(オーバースペック)

- ① 過度な技術提案・施工計画については、H23年8月に国土交通省国土技術政策総合研究所港湾研究部HPにて公表された「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例」に基づき評価を行うものとする。 <http://www.ysk.nilim.go.jp/kakubu/kouwan/sekou/overspec.htm>
- ② 過度なコスト負担を要する提案、標準的な施工と同程度と判断できる提案や他機関・他工事との調整が生ずる提案は評価しない。

2-7. 評価にあたっての留意事項

(1) 能力評価型(I 型)の施工計画の審査方法(可・不可)

(様式－4－5)
施工計画(課題に対する施工計画) (施工能力評価型・I型)

会社名 : _____

※施工能力評価型(I 型)は、記載された施工計画が適切なものであるかを評価する。
(港湾工事共通仕様書1－1－5施工計画書1.(6)施工方法に関する手順・工法等を評価する)
なお、共通仕様書や特記仕様書による標準案以上の提案を求めているものではない。

■施工課題	○○○対策 (発注者で記載する)
本工事箇所は、○○での施工となるため、○○対策が重要となる。 (発注者で記載する)	

具体的な施工方法①

※提出された施工計画は、「可」・「不可」の評価を行う。

具体的な施工方法②

なお、「不可」の場合は競争参加資格を認めない。

具体的な施工方法③

(1)本施工計画に記載する項目は、3項目とする。なお、1項目でも下記(3)及び(4)の欠格要件に該当する場合は競争参加資格を認めない。
(2)記載内容は、必要に応じて説明図や表等を含めることができるが、全体でA4版2枚以内(説明図や表等を含めて)とすること。なお、3枚目以降は審査対象としない。
(3)記載内容が、以下①～⑧に示す内容に該当する場合は競争参加資格を認めない。(欠格要件)
①特記仕様書(図面を含む)において、求めている施工内容や施工条件の変更を伴う場合。
②現地条件等に整合しておらず、工事の品質、安全性・環境の維持等が標準施工案と比較して、あきらかに低下する場合。
③関係法令に違反している場合。
④安全施工指針等に整合していない場合。
⑤指定された課題に対して、全く関係のない内容の場合
⑥未記載や一部記載しているが内容が確認できない場合
⑦未提出の場合(白紙提出も含む)
⑧その他上記①～⑦と同等と判断できる記載内容になっている場合。
(4)記載内容が、「共通仕様書や○○施工指針に示された施工方法に従って施工する」など、具体的な施工方法の記載がない場合又は同等と判断される記載内容の場合は競争参加資格を認めない。(欠格要件)

1. 審査方法

(1)施工能力評価型(I 型)は、記載された施工計画が適切なものであるかを評価する。(港湾工事共通仕様書1－1－5施工計画書1.(6)施工方法に関する手順・工法等を評価する)

(2)なお、**共通仕様書や特記仕様書による標準案以上の提案を求めているものではない。**

2. 記載方法(作成方法)

(1)本施工計画に記載する項目は、**3項目**とする。なお、1項目でも欠格要件に該当する場合は競争参加資格を認めない。

(2)記載内容は、必要に応じて説明図や表等を含めることができるが、全体で**A4版2枚以内**(説明図や表等を含めて)とすること。なお、3枚目以降は審査対象としない。

3. 評価基準(判断の考え方)

(1)施工方法の記載内容が、以下に該当する場合は競争参加資格を認めない(欠格とする)

- ①特記仕様書(図面を含む)において、求めている施工内容や施工条件の変更を伴う場合。
- ②現地条件等に整合しておらず、工事の品質、安全性・環境の維持等が標準施工案と比較して、あきらかに低下する場合。
- ③関係法令に違反している場合。
- ④安全施工指針等に整合していない場合。
- ⑤指定された課題に対して、全く関係のない内容の場合
- ⑥未記載や一部記載しているが内容が確認できない場合
- ⑦未提出の場合(白紙提出も含む)
- ⑧その他上記①～⑦と同等と判断できる記載内容になっている場合。

(2)施工方法の記載内容が、「共通仕様書や○○施工指針に示された施工方法に従って施工する」など、具体的な施工方法の記載がない場合又は同等と判断される記載内容の場合は競争参加資格を認めない。(欠格とする)

2-7. 評価にあたっての留意事項

(2) 企業の施工実績(同種工事の施工実績)

- ア) CORINS登録している場合は、竣工時カルテ受領書の写しを添付すること。
- イ) CORINS登録していない場合、又はCORINS登録で確認できない場合は、契約書及び工事内容(実績)が証明できる資料を添付すること。
- ウ) 過去15年間の施工実績とは、当該年度を含まない過去15年の年度当初から資料提出期限日までに完了した施工実績とする。(H25年度公告工事の場合は、H10年4月1日～資料提出期限日までに完了した工事)
- エ) 平成13年度以降の工事実績(直轄港湾空港工事に限る)の場合は、65点未満は実績と認めない。(工事成績評定通知書を添付すること)
- オ) 経常JVの評価は、経常JVの各構成員のうち1社でも施工実績(元請けとしての実績)を有すればよい。
- カ) 施工実績を複数件数出している場合は、低い評価の工事1件で評価する。
- キ) 特定JVの評価は、代表者のみで評価する。(但し、案件により全ての構成員で評価する)
- ク) 特定JVの構成員としての実績は、出資比率が20%以上に限る。ただし、乙型JVは出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

(3) 工事成績(企業)

- ア) 工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- イ) 経常JVにおける工事成績評定の考え方は以下の通りとする。

経常JVとしての実績有り	経常JVの実績のみで評価する。
経常JVとしての実績無し	単体(全構成員)の実績有りの場合、構成員毎の平均点を基に、全構成員の平均点を算出して評価する。なお、実績を持たない構成員がいる場合は、実績を持たない構成員を60点として評価し、全構成員の平均点を算出し評価する。(少数第2位を四捨五入し 少数第1位止め)

- ウ) 特定JVの場合の評価は、代表者のみで評価する。
- エ) 過去5年度間とは当該年度を含まない直近の5年度間とする。なお、特殊工事の場合は5年度間以上とすることができる。(H25年度公告工事の場合は、H20年4月1日～H25年3月31日に完了した工事とする。)
- オ) 沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港部門)工事において、平均点を求めるものとする。

$$\text{過去5年度間の平均点} = \frac{\text{過去5年度間の完成工事の評点合計}}{\text{過去5年度間の完成工事の件数}} \quad (\text{少数第2位を四捨五入し 少数第1位止め})$$

- カ) 低入札工事の工事成績点は、別途評価が異なるので十分注意する。

2-7. 評価にあたっての留意事項

(4) 表彰(優良工事表彰、優良工事技術者表彰)

- ア) 該当する表彰等を受賞している場合は、表彰状の写しを添付すること。
- イ) 評価対象は、**優良施工工事及び安全施工工事、優秀工事技術者の3部門**とする。
- ウ) 過去3年度間における優良業者表彰とは、当該年度を含む**過去3年度間の優良業者表彰**とする。
- エ) 毎年度の表彰については、8月1日以降に公告する工事から評価対象年度を切り替える。
 (例) H25年7月31日までに公告する工事は、H22~24年度の表彰が対象
 H25年8月1日以降に公告する工事は、H23~25年度の表彰が対象
- オ) 優良業者表彰の対象は、**港湾空港部門のみ**とする。
- カ) 評価は、工事別(港湾土木、港湾等しうんせつ等)とする。
- キ) 経常JVの評価とは、経常JVもしくは各構成員のうち1社が受賞実績(元請けとしての実績)を有していれば評価する。
- ク) 単体の評価は、経常JVでの実績を評価しない。

評価対象業者 表彰実績	経常JV社 (A社・B社)	単体A社	単体B社
経常JV(A社・B社)	○	×	×
単体A社	○	○	
単体B社	○		○

評価する : ○
評価しない : ×

- ケ) 特定JVの受賞実績は、各構成員の実績として評価する。
- コ) 受賞した企業が評価対象期間(3年間)内に**指名停止**を受けた場合は、指名停止日以降は評価対象としない(受賞に対する**評価取り消し**とする)。なお、上記イ)の3部門全て同様の取扱いとする。

2-7. 評価にあたっての留意事項

(5)配置予定技術者の施工経験

- ア) CORINSに登録している場合、竣工時カルテ受領書の写しを添付すること。
- イ) CORINS登録していない場合は、又はCORINS登録で確認できない場合は、契約書及び工事経験(実績)が証明できる資料の写しを添付すること。
- ウ) 平成13度以降の工事実績(直轄港湾空港工事に限る)の場合は、**65点未満は工事経験と認めない。**(工事成績評定通知書を添付すること)
- エ) 過去15年間の施工実績とは、当該年度を含まない過去15年の年度当初から資料提出期限日までに完了した施工実績とする。(H25年度公告工事の場合は、H10年4月1日～資料提出期限日までに完了した工事)
- オ) 工事経験として記載した工事の工期と従事期間が相違する場合は、求めた工事経験(○○工の実績)に従事したことが証明できる資料(工程表等の写し)を添付すること。
- カ) 経常JVは、全体で1人の配置予定技術者の評価とする。
- キ) 特定JVは、代表者の配置予定技術者で評価する。(但し、案件により全ての構成員で評価する)
- ケ) 施工経験で求める「役職経験での実績」の役職とは、監理技術者、主任技術者、現場代理人として、従事した実績とする。
- コ) 工事経験(施工実績)を複数件数出している場合は、**低い評価の工事1件**で評価する。
- サ) 特定JVの構成員としての実績は、出資比率が20%以上に限る。ただし、乙型JVは出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

(6)配置予定技術者の資格等

- ア) 監理技術者の場合は、監理技術者資格証の写し(裏表)及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。また、有効期限も併せて確認すること。(期限切れの場合は受講予定の証明書等を添付すること。)
- イ) 保有資格は、○級技術検定合格証明書、技術士登録証の写しを添付すること。
- ウ) 直接的かつ恒常的な雇用関係(3ヶ月以上)は、監理技術者資格証の写し又は健康保険証等の写し(黒塗りすること)を添付すること。

2-7. 評価にあたっての留意事項

(7)配置予定技術者の継続教育(CPD)

- ア) 継続教育(CPD)の評価は、「建設系CPD協議会」の加盟団体のうち、単位取得証明を発行している団体からの学習履歴証明書で、且つ証明書を発行した団体が推奨している単位(ユニット等)を満足している者を評価する。
- イ) 推奨単位が明らかにしていないCPD団体の場合は評価の対象としない。
- ウ) 学習履歴証明書の証明日が、技術資料の提出期限日から1年以内を評価の対象とし、単位取得証明書の写しを添付すること。
- エ) 推奨単位が、2つ以上(「必要な単位」、「望ましい単位」)を設けている場合は、「必要な単位」を評価の対象とする。

(例 (社)全国土木施工管理技士会連合会の事例)

5. 2 推奨ユニット数

表6を満たしている場合は、学習履歴証明書の各欄に「取得」と記載されます。標準ユニットは必要な単位、優良ユニットは望ましい単位を意味します。発注機関が指定をしない場合には「標準ユニット」が推奨ユニット数となります。

表6 推奨ユニット数

期間	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
標準ユニット	20ユニット	40ユニット	60ユニット	80ユニット	100ユニット
優良ユニット	30ユニット	60ユニット	90ユニット	120ユニット	150ユニット

- ※ 1年間20ユニット以上あれば「可」、仮に100ユニットあれば5年間は「可」となり、団体からユニット数「取得」として証明書が発行される。
- ※ 各団体において年間毎に推奨ポイントを設定しており推奨ポイント以上取得していれば可となる。
- ※ 推奨単位が明らかにしていない団体の場合は評価の対象としない。
- ※ 推奨単位には、各団体で1年間、2年間、……5年間等あるが、いずれの実績でも評価の対象とする。

2-7. 評価にあたっての留意事項

(8) 工事成績(配置予定技術者)

- ア) CORINSに登録している場合、竣工時カルテ受領書の写しを添付すること。
- イ) CORINS登録していない場合は、又はCORINS登録で確認できない場合は、契約書及び工事経験(実績)が証明できる資料の写しを添付すること。
- ウ) 工事成績評定通知書の及び従写しを添付すること。
- エ) 過去5年度間とは、当該年度を含まない直近の5年度間とする。なお、特殊工事の場合は5年度間以上とすることができる。
(H25年度公告工事の場合は、H20年4月1日～H25年3月31日に完了した工事とする。)
- オ) 対象となる工事は、役職(現場代理人、監理・主任技術者)で従事しており、かつ従事期間が工期の1／2以上従事していた工事実績とする。なお、乙型特定JVの場合の従事期間は、各構成員が施工を行った分担工事期間の1／2以上とする。
(例)全体工期300日のうち、現場代理人Aの従事期間が100日(33%)、現場代理人Bの従事期間が200日(67%)の場合、現場代理人Bを評価する。
- カ) 沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港部門)において、平均点を求めるものとする。なお、算出方法は、企業の工事成績による。

$$\text{過去5年度間の平均点} = \frac{\text{過去5年度間の完成工事の評点合計}}{\text{過去5年度間の完成工事の件数}} \quad (\text{少数第2位を四捨五入し少数第1位止め})$$

(9) 配置予定技術者の評価方法

- ア) 経常JVは、全体で1人の配置予定技術者の評価とする。
- イ) 特定JVは、代表者の配置予定技術者で評価する。(但し、案件により全ての構成員で評価する)
- ウ) 複数の配置予定技術者を申請した場合は、欠格者を除いた最も低い者で評価する。

※技術者評価=(資格)+(施工経験×ヒアリング係数※)+(技術者表彰)+(継続教育)の合計

※ヒアリングを実施した場合のみ適用

2-6. 評価にあたっての留意事項

(10) 近隣地域内の施工実績①

- ア) 様式5-1に施工実績を記述すること。
- イ) CORINSに登録している場合は、竣工時カルテ受領書の写しを添付すること。
- ウ) CORINS登録をしていない場合は、契約書及び工事内容(実績)が証明できる資料の写しを添付すること。
- エ) **工事件名、施工場所、工期、契約金額、発注者、土木工事の工種や施工方法(海上・陸上)がわかる部分のみで良い。**
- オ) 工事規模(実績として求める金額)は、500万円～5千万円の間で適宜設定する。なお、JVの場合は20%以上を対象とする。
- カ) 特定JV及び経常JVの評価は、JVの各構成員のうち評価の**高い施工実績**(元請けとしての実績)とする。

(11) 近隣地域内の施工実績②

- ア) 様式5-3に施工実績を記述すること。
- イ) CORINSに登録している場合は、竣工時カルテ受領書の写しを添付すること。
- ウ) CORINS登録をしていない場合は、契約書及び工事内容(実績)が証明できる資料の写しを添付すること。
- エ) **工事件名、施工場所、工期、契約金額、発注者、土木工事の工種がわかる部分のみで良い。**
- オ) 工事規模は500万円以上とし、土木関係工事(建築工事、民間工事及び米軍工事は除く)はすべて対象とする。
- カ) 実績期間の過去3年度間とは、当該年度を除く直近の**3年度間の実績**とする。
(H25年度公告工事の場合は、H22年4月1日～H25年3月31日に完了した工事とする。)
- キ) 特定JVの評価は、全ての構成員の**合計で評価**する。
- ク) 経常JVの評価は、経常JVの施工実績と各構成員の施工実績(元請けとしての実績)の**合計で評価**する。

◎実績証明資料(CORINS登録データ等)の省略 ※施工実績②のみ

※当該年度に申請した企業については、実績添付資料(様式5-3-1 施工実績の実績添付資料)を添付することにより、実績証明資料(CORINS登録データ等)を省略することができる。

2-7. 評価にあたっての留意事項

(12) 安全管理等の状況(工事事故等)

- ア) 技術資料提出期限日から過去1年間(文書注意、文書警告、指名停止の発出日を基準とする)の沖縄県内における工事事故及び粗雑工事の状況について記載すること。
- イ) 開発建設部を含む沖縄県内の公共工事の工事事故(建築工事・民間及び米軍工事を除く)による指名停止、文書注意・警告等の有無。
- ウ) 沖縄総合事務局開発建設部発注工事における粗雑工事による指名停止、文書注意・警告等の有無。
- エ) なお、虚偽記載の場合は、欠格とし、指名停止に該当する場合がある。
- オ) 評価期間は、資料提出期限日から起算して過去1年間とする。
- カ) 特定JVの場合は、代表者のみで評価する。

(13) 災害協定の締結

- ア) 沖縄総合事務局(港湾・空港)との災害協定の締結が証明できる資料(協定書等の写し)を添付すること。
- イ) 加盟している協会が災害協定を締結している場合は、協会員名簿の表紙と申請者が記載されている部分の写しを添付すること。
- ウ) 特定JV及び経常JVの評価は、JVの各構成員のうち1社でも有すればよい。

(14) 作業船舶の保有状況

- ア) 自社が保有する作業船舶が証明できる資料(船舶検査証書等の写し)を添付すること。
- イ) 自社が保有する作業船は、自社保有船舶(共有船舶を含む)、庸船契約船舶(技術資料提出日から起算して過去1年以上あること)、資本関係・人的関係が関係する会社が保有する船舶とする。
- ウ) 作業船舶とは、「浚渫船」、「起重機船・クレーン付台船(15t吊以上)」、「揚土船」、「杭打船」、「ケーソン製作用台船」、「地盤改良船」、「碎岩船」、「砂撒船」、「トレミー船」、「コンクリートミキサー船」及び同等と認める船舶とする。
- エ) 庸船契約の場合は、庸船した企業が維持管理費を負担するなど自社保有と同程度と見なすことができる契約とする。
- オ) 特定JV及び経常JVの評価は、JVの各構成員のうち1社でも有すればよい。
- カ) 当該工事で使用する作業船舶とは、当該工事の主要工種となる作業船舶とする。(入札説明書に明記)

2-8. 配置予定技術者の留意事項

配置予定技術者の施工経験(従事期間)について

～入札説明書より抜粋～

2) 配置予定技術者の経験

4. (○)に掲げる資格がある～(中略)～ことがある。

なお、配置予定技術者の工事経験として記載した同種工事の契約工期と配置予定技術者の従事期間が相違する場合は、工事経験で求められている条件を現場において従事したことが証明できる実施工工程表等を添付すること。

この場合、従事期間は記載した工事経験(求められた条件の部分) の1/2以上でなければならない。また、求められた条件に施工数量が規定されている場合は、当該数量についても満足する従事期間でなければならない。それ未満の従事期間の場合は、施工経験として認めない。

確認事例(基礎捨石投入の場合)

求める施工経験	記載した施工経験	確認方法(判定基準)
基礎捨石10,000m ³ 投入の実績	基礎捨石50,000m ³ 投入の施工実績	実施工工程表等より、投入期間が100日の場合、 ・施工経験の1/2従事期間→100日間×1/2=50日 ・求められた施工数量 →100日/50,000m ³ ×10,000m ³ =20日
基礎捨石20,000m ³ 投入の実績	基礎捨石25,000m ³ 投入の施工実績	実施工工程表等より、投入期間が90日の場合、 ・施工経験の1/2従事期間→90日間×1/2=45日 ・求められた施工数量 →90日/25,000m ³ ×20,000m ³ =72日
基礎捨石投入の実績	基礎捨石50,000m ³ 投入の施工実績	実施工工程表等より、投入期間が100日の場合、 ・施工経験の1/2従事期間→100日間×1/2=50日

2-8. 配置予定技術者の留意事項

配置予定技術者の重複申請について

～入札説明書より抜粋～

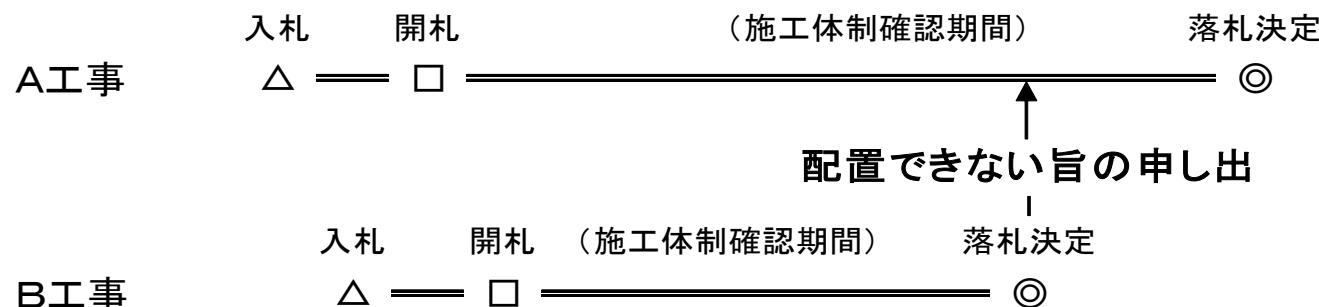
2) 配置予定技術者の経験

4. (○)に掲げる資格がある～(中略)～ことがある。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、入札書投函後開札までの期間及び入札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出(理由:技術者の重複)を行うこと。なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。ただし、当該申請書の取下げや書面による申し出が無く、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず、重複して落札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

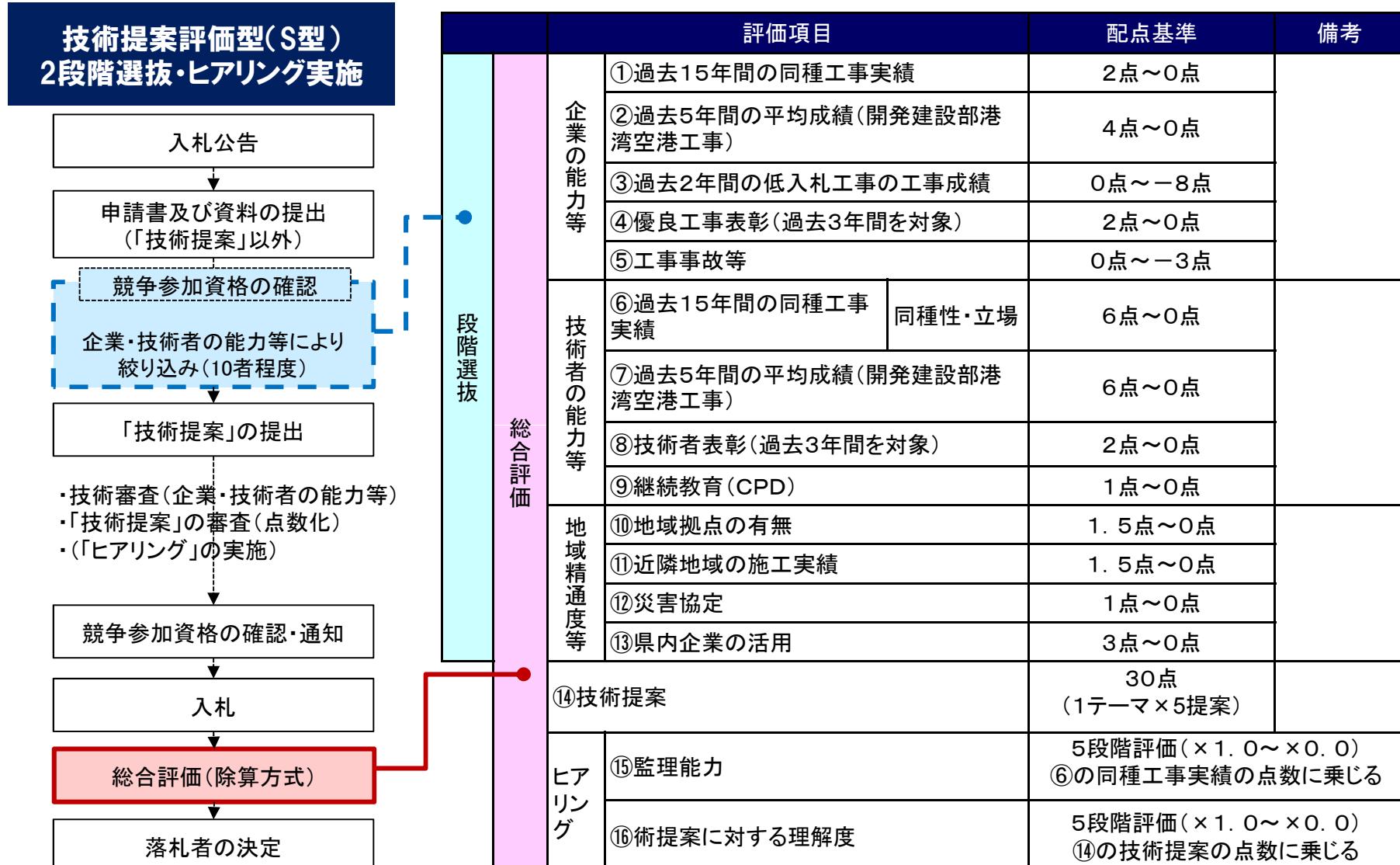
(入札無効の事例)

配置技術者1名のみで「A工事」と「B工事」に重複して申請を行っていたが、「B工事」を落札・配置することとなったため、「A工事」への技術者を配置することができなくなった。その旨を書面により申し出たため入札無効と取り扱う。



2-9. 評価事例【技術提案評価型(S型)】

※段階選抜方式及び技術者ヒアリングを実施した場合



企業の能力等

技術者の能力等

地域精通度

技術提案

$$\blacksquare \text{加算点} = (①+②+③+④+⑤)+(⑥\times⑮+⑦+⑧+⑨)+(⑩+⑪+⑫+⑬)+(⑭\times⑯)$$

3. 様式集(抜粹)及び添付資料

3-1. 「競争参加資格確認申請書」の様式集(抜粋)

内閣府

沖縄総合事務局

○競争参加資格申請確認書(技術資料)の様式一覧表

番号	名称	備考
様式1-1	競争参加資格確認申請書(1)	
様式1-2	競争参加資格確認申請書(2)	
様式2	同種工事の施工実績	企業の実績
様式3	主任(監理)技術者等の資格・工事経験	配置予定技術者
様式4-1	工程管理(工程表)	施工計画重視型
様式4-2	施工上の課題に対する技術的所見	施工計画重視型
様式4-3	施工上配慮すべき事項の技術的所見	施工計画重視型
様式4-4	材料の品質管理に係わる技術的所見	施工計画重視型
様式4-5	施工計画(課題に対する施工計画)	施工能力評価型(I型)
様式5-1	近隣地域内での施工実績	
様式5-2	県内企業下請活用比率表	
様式5-3	近隣地域(沖縄県内)での施工実績	
様式5-3-1	近隣地域(沖縄県内)での施工実績の添付資料	当該年度に提出した企業のみ
様式6	安全管理の状況	
様式7	工事成績・表彰、災害協定及び作業船舶	
様式8	企業の高度な技術力(技術提案)	
様式10	資料(郵送・持参)確認書	

※ 入札説明書、様式中の記載内容を十分に確認し、添付漏れや記載漏れに十分に注意すること。

※ 不明な部分が生じたら、発注機関に文書にて問い合わせすること。

3-1. 「競争参加資格確認申請書」の様式集(抜粋)



(様式-1-1)

競争参加資格確認申請書(1)

平成 年 月 日

沖縄総合事務局
○○○長 殿

建設業許可番号〇〇一〇〇〇〇〇
業者コード 〇〇〇〇〇〇〇
住所 〒〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
商号又は名称 〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇 印
担当者氏名 〇〇 〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

***詳細は入札説明書で確認して下さい。**

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで公告がありました〇〇港〇〇〇〇〇〇〇〇工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します?
申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 競争参加資格 4. (1) (2) (3) (4) (8) (9) (11) (12) に定める事項 (様式1-2参照)
2. 入札説明書 8. (3) 1 に定める施工実績を記載した書面
3. 入札説明書 8. (3) 2 に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
4. 入札説明書 8. (3) 3 に定める契約書の写し。ただし、(財)日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は不要。
5. 入札説明書 8. (3) 4 に定める施工計画を記載した書面
6. 入札説明書 8. (3) 5 に定める近隣地域内での施工実績を記載した書面
7. 入札説明書 8. (3) 6 に定める県内業者の下請活用有無を記載した書面
8. 入札説明書 8. (3) 7 に定める安全管理の状況を記載した書面
9. ?????? 8. (3) 8 に定める工事成績・表彰を記載した書面
10. ?????? 8. ······ ? (???????????)

(様式-1-2)

競争参加資格確認申請書(2)

平成 年 月 日

4. 競争参加資格 【記入例】

(1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
【該当していない】

(2) (単体有資格者又は特定JVの代表者で申請する場合)
港湾土木工事に係る〇等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。

【港湾土木工事:〇等級】

(特定JVの代表者以外の構成員で申請する場合)
港湾土木工事に係る〇等級又は〇等級の一般競争参加資格の認定を受けていること
【港湾土木工事:〇等級又は〇等級】

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと等
【申立てしていない】

(4) 資料の提出及び入札等を全て電子入札システムで行えること。
【行える】

(5) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に指名停止を受けていないこと。
【指名停止期間中でない】

(6) 発注者支援業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者で無いこと。また発注者支援業務における担当技術者の出向元又は派遣元と資本面、人事面において関連がある建設会社で無いこと。
【関連はない】

(7) 沖縄県内(〇〇地域内)に建設業法に基づく本店・支店又は営業所が所在すること。
【様式1-1の商号及び住所のとおり】

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
【該当していない】

(9) 沖縄総合事務局開発建設部(港湾・空港関係)発注工事で当該工事における過去2年度の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
【該当していない】

3-1. 「競争参加資格確認申請書」の様式集(抜粋)

内閣府

沖縄総合事務局

(様式-2)		(用紙A 4)
同種工事の施工実績		
会社名		
同種工事の条件		平成7年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した入札説明書の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（特定JVの構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。） （注）常設建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社以上が上記の要件を有すること。
工事名称等	工事名	CORINS登録 有・無 （CORINS番号、工種）
	発注機関名	沖縄総合事務局・他省庁・公団・都道府県・市町村等
	施工場所	（都道府県・市町村名）
	契約形態	（成約方法）
	受注形態等	・単体／共同企業体（出資比率%） ・オーナー／サブ
	工事成り	（注）複数の工事実績や配置予定技術者を記載する場合は、別々に作成すること。
	構成	（注）複数の工事実績（企業）を記載した場合、全ての工事実績が競争参加要件を満足しない場合は欠格とする。（特定JVの場合は代表者及び構成員が対象となります）
工事概要	構造	（注）複数の配置予定技術者を記載した場合、1名以上の配置予定技術者が競争参加資格要件を満足しない場合は欠格とします。。（特定JVの場合は代表者及び構成員の技術者が各社1名以上満足していること）
	規模	（注）複数の工事実績や配置予定技術者を記載する場合は、別々に作成すること。
	使用機材・数量	（注）複数の工事実績（企業）を記載した場合、全ての工事実績が競争参加要件を満足しない場合は欠格とする。（特定JVの場合は代表者及び構成員が対象となります）
施工条件	・地形地質条件、施工方法	
その他		

注) 1)掲示において明示した資格があると判断できる必要最小限の項目を記入すること。
 2)記載する工事をCORINSに登録している場合は、竣工時工事カルテ受領書の写し又は登録データの写しを添付すること。
 3)記載する工事がCORINSに登録されていない場合は、契約書の写し等、工事内容（実績）が証明できる資料等の写しを添付すること。
 4)当該施工実績が平成13年4月1日以降に係るものについては、工事成績評定通知書の写しを添付すること。

(様式-3)		(用紙A 4)
主任（監理）技術者等の資格・工事経験会社名		
（ふりがな）配置予定技術者の氏名	（主任・監理）技術者 ○○ ○○	
最終学歴	○○大学 ○○工学科 ○○年卒業	
法令による資格・免許 （証明する書類の写しを添付すること。）	一級土木施工管理技士（取得年月、登録番号） 監理技術者資格（取得年月、登録番号及び登録会社） 監理技術者講習（取得年月、修了証番号）	
継続教育（CPD）	・各団体の推薦単位以上を取得している。（ ） ・各団体の推薦単位を所得していない。（ ）	
工事経験の条件	平成○○年○○月○○日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した入札説明書の要件を満たす同種工事に従事した経験を有すること。（特定JVの構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。） （注）常設建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社の主任（監理）技術者が上記の同種工事の施工経験を有していればよい。	
工事の発注機関名		
施工場所	（都道府県・市町村名）	
契約金額		
工事の構造形式	（注）複数の工事実績や配置予定技術者を記載する場合は、別々に作成すること。	
仮設工法構造等	（注）複数の工事実績や配置予定技術者を記載する場合は、別々に作成すること。	
主要資機材数量	（注）複数の工事実績や配置予定技術者を記載する場合は、別々に作成すること。	
申請時の工事名		
発注機関名		
工定期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
他の工事の従事状況等	現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他の従事役職を記入	
従事役職		
本工事と重複する場合の対応措置	（注）複数の工事実績や配置予定技術者を記載する場合は、別々に作成すること。	
CORINS登録の有無	（注）複数の工事実績や配置予定技術者を記載する場合は、別々に作成すること。	
重複申請工事名		
重複申請工事名の有無		
提出日・提出先		

注) 1)掲示において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を記入すること。
 2)申請時における他工事の従事状況のうち重複する場合の対応措置の理由は、配置予定技術者が専任で本工事に配置できることがわかるように記入するものとする。
 3)鋼橋上部における配置予定技術者は、架設時における配置予定技術者を記入する。
 4)「工事経験の概要」の工事をCORINSに登録している場合は、竣工時工事カルテ受領書の写しを添付すること。
 5)「工事経験の概要」の工事がCORINSに登録されていない場合は、契約書の写し、現場代理人等通知書等の写し、と施工期間に当該会社に従事していた証明書を求める。
 6)複数名申請する場合は、技術者毎に各々記入して下さい。
 7)配置予定技術者を監理技術者とする場合は、監理技術者資格証の写し（裏表）及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
 8)該当するところの（ ）に○印を付してください。なお、「各団体の推薦単位以上を取得している」に○印を付した場合は、当該団体の推薦単位数を示す資料及び当該団体が発行する単位取得証明書を添付してください。
 9)重複申請する場合は、工事名等を記入して下さい。
 10)経験した工事が平成13年4月1日以降に係るものについては、工事成績評定通知書の写しを添付すること。
 11)直接かつ恒常的な雇用が証明できる資料を添付すること。（雇用関係が3ヶ月未満の場合は別途理由書を添付すること。）なお、監理技術者証で確認できる場合は不要である。

3-1. 「競争参加資格確認申請書」の様式集(抜粋)

内閣府

沖縄総合事務局

(様式-4-3)	(用紙A4) 施工上配慮すべき事項の技術的所見	(様式-8-1)	(用紙A4) 社会的要請への対応に関する技術提案
※本工事の特性を踏まえ、施工上配慮すべき最も重要なと判断する事項について1課題記述すること。 なお、様式4-1、様式4-4と同じ課題を設定した場合は評価しない。		工事名：○○港○○○○○○○○○○○○○工事	
※施工上の配慮事項について、本工事の内容と全く関係ない事項が記載されている場合は欠格とする。		技術提案事項 ○○○○○○○に対する特別な○○対策	
■施工上の配慮事項	○施工上の配慮事項(様式4-3) 1)本工事の特性を踏まえ、施工上配慮すべき最も重要なと判断する事項について1課題記述するとともに、設定理由も記述すること。なお、複数の課題を設定した場合は評価しない。	具体的な施工計画	
配慮事項の設定理由	2)施工上の課題(様式4-2)、材料の品質管理(様式4-4)と同じ課題を設定した場合は評価しない。		
提案項目①	3)施工上の配慮事項について、本工事の内容と全く関係ない事項が記載されている場合は欠格とする。		○○港○○○○○○○○○○○○○工事の施工計画については、以下のとおりとします。本施工計画が適正と認められた場合には、本施工計画に基づき施工します。
具体的な施工計画	4)本提案は3項目までとし、それ以上の提案内容は評価しない。	1. 技術提案 【提案内容は標準案との相違点を簡潔に記述し、提案項目数が分かるようにすること】 2. 具体的な施工計画内容 【1. 技術提案で記載した提案の根拠・施工方法（安全対策を含む）、主要機械、仮設備等を具体的に記述すること】	
提案による効果	5)1提案項目に複数の提案容の記載があると判断される場合、その提案項目は評価しない。		
提案項目②	6)過度なコスト負担を要する提案、標準的な施工と同程度と判断できる提案や他機関・他工事との調整が生ずる提案は評価しない。		
具体的な施工計画	○技術提案(様式8-1)		
提案による効果	1)本工事の内容と全く関係ない事項が記載されている場合は欠格とする。		
提案項目③	2)本提案は5項目までとし、それ以上の提案内容は評価しない。	2. 具体的な施工計画内容 【1. 技術提案で記載した提案の根拠・施工方法（安全対策を含む）、主要機械、仮設備等を具体的に記述すること】	
具体的な施工計画	3)1提案項目に複数の提案容の記載があると判断される場合、その提案項目は評価しない。	【工業所有権等の排他的権利に係る事項、提案内容の公表に係る所見等について記述すること】	
提案による効果	4)過度なコスト負担を要する提案、標準的な施工と同程度と判断できる提案や他機関・他工事との調整が生ずる提案は評価しない。		
※本提案は3項目までとし、それ以上の提案内容は評価しない。 ※1提案項目に複数の提案容の記載があると判断される場合、その提案項目は評価しない。 ※本様式は複数枚なっても構わない。また、説明の補足として、図面等を添付しても良い。		注1) 必要に応じて構造図、説明用図表を添付すること。 注2) 枚数の制限はしないが、簡潔に記述すること。	

3-2. 添付資料のチェック表(参考)

□(様式-2)同種工事の施工実績

- ・CORINSに登録している場合は竣工時工事カルテ受領書(工事カルテを含む)の写し
- ・CORINSに登録している場合においても、CORINSで同種工事であることが確認出来ない場合は工事内容(実績)を証明できる資料の写し
- ・CORINSに登録していない場合は契約書の写し及び工事内容(実績)を証明できる資料の写し
- ・工事実績(該当する工事のみ)がH13年4月1日以降に係わる場合は工事成績評定通知書の写し

□(様式-3)主任(監理)技術者等の資格・工事経験

- ・CORINSに登録している場合は竣工時工事カルテ受領書(工事カルテを含む)の写し
- ・CORINSに登録している場合においても、CORINSで同種工事であることが確認出来ない場合は工事内容(実績)を証明できる資料の写し
- ・CORINSに登録していない場合は契約書の写し及び工事内容(実績)を証明できる資料の写し
- ・工事実績(該当する工事のみ)がH13年4月1日以降に係わる場合は工事成績評定通知書の写し
- ・資格を証明する資料の写し(○級技術検定合格証明書等)
- ・監理技術者資格証の写し(配置予定技術者を監理技術者として申請する場合のみ)
- ・監理技術者講習修了証の写し(H16年3月1日以降に監理技術者資格証の交付を受けた者)
- ・直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料の写し(監理技術者証、健康保険証等)
- ・継続教育(CPD)の推奨単位を示す資料及び単位取得証明書の写し
- ・申請時の他工事への従事状況が証明できる資料の写し(CORINS等)
- ・同種工事の施工実績と同様の場合は省略してよい
- ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しは判別可能な状態で提出すること

(補足)

- ・CORINS登録(工事カルテ)や工事成績成績評定通知書の写しなど、各添付資料が重複する場合は、省略して良い(1部のみ提出)

□(様式-5)近隣地域内の施工実績

- ・CORINSに登録している場合は竣工時工事カルテ受領書(工事カルテを含む)の写し
- ・CORINSに登録していない場合は契約書の写し及び工事内容(実績)を証明できる資料の写し
- ・同種工事の施工実績又は配置予定者の実績と同様の場合は省略してよい

□(様式-6)安全管理の状況

- ・該当する場合は資料の写し

注)本表は一般的な留意事項なので、実際の申請に当たっては、入札公告・入札説明書等で十分確認してください。

□(様式-7)工事成績・表彰、災害協定及び作業船舶

- ・該当する工事があれば工事成績評定通知書の写し(企業実績と同様であれば省略してよい。)
- ・該当する災害協定の締結書の写し
- ・該当する船舶保有があれば船舶検査証書等の写し

3-3. 添付資料(健康保険証等)の留意事項(お願い)

内閣府

沖縄総合事務局

配置予定技術者については、建設工事の適切な施工を確保するため、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であることから、技術資料提出時に「直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料」の添付をお願いしています。なお、雇用関係の確認が出来ない場合は欠格となる場合が有りますのでご留意してください。

◎以下に掲げる雇用関係の確認が出来るいずれかの書類(写し)を添付して下さい。

(出来るだけ、監理技術者資格証を添付すること。なお、監理技術者資格証を添付した場合は健康保険証等を添付する必要はありません。)

1) 監理技術者資格証(有効期限内のものに限る)

※交付日が資料提出日から起算して3ヶ月以内の場合→新監理技術者証と旧監理技術者証を添付して下さい。

※更新手続き中(期限切れも含む)の場合→旧監理技術者証と講習受講証明書等を添付して下さい。

2) 健康保険被保険者証(事業所名の記載ありに限る)

3) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

4) 住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書

5) その他公的機関の発行した雇用関係が確認できる書類

※個人情報の保護や不正行為(医療機関への不正受給、金融機関からの不正借り入れ等)を未然に防止する等の観点から、必要な部分以外は黒塗りをして下さい。

(健康保険証を提出する場合の黒塗り例)



(雇用関係の確認に必要な部分)

1. 氏名

2. 生年月日

3. 資格取得年月日(雇用年月日)

4. 所属事業所名

注)資格取得年月日にて、3ヶ月以上の雇用期間が確認できない場合は、その理由を添付すること

4. 直轄工事(港湾空港)に おける欠格事例等

4. 直轄(港湾空港)工事における欠格事例

(1) 競争参加資格に関する欠格事例(H20年度～24年度) 港湾空港のみ

様式	欠格事例
様式1－1	<ul style="list-style-type: none"> ・紙提出時の会社印(代表者印)が無い。 ・工事件名が間違っている。
様式1－2	<ul style="list-style-type: none"> ・等級が異なっている。 Cランク社の資格要件だが、Bランク社が応募している。 ・営業拠点が無い。 建設業法に基づく営業所でない。
様式2 (企業の実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・求めた施工実績と要件が異なる。 (例)ケーソン据付の要件を求めたが、ケーソン製作の実績で申請 ・求めた施工実績が確認できない。 (例)様式2のみで添付資料(CORINS)が無い。
様式3 (配置予定技術者の経験)	<ul style="list-style-type: none"> ・求めた施工経験と異なる。 (例)ケーソン据付の要件を求めたが、ケーソン製作の実績で申請 (例)基礎捨石5,000m³投入の要件を求めたが、3,000m³の施工実績で申請。 ・求めた施工経験が確認できない。 (例)様式3のみで添付資料(CORINS等)が無い。 ・直接的かつ恒常的な雇用関が確認できない(3ヶ月以上) 監理技術者証、健康保険証等の写しが添付されていない。 監理技術者証が失効していた(期限がきれっていた) ・施工期間(従事期間)が確認できない。 (理由)途中交代していたため、従事期間が確認できる資料がない。 (理由)途中交代していたため、従事期間(1/2以上)を満足していない。 ・資格要件を満たしていない。 1級土木等の資格を証明する資料が添付されていない。 ・専任制が確保されていない。 別件工事に従事していた。
様式6 (安全管理の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去1年間に事故が有ったが、様式に記載していない。

4. 直轄(港湾空港)工事における欠格事例

(2) 技術審査(施工計画)に関する欠格事例(H20年度～24年度) 港湾空港のみ

様式	欠格事例
様式4-1 (工程管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・資料(様式4-1)の添付がない。 ・準備及び後片づけの記載がない。 ・主要工種(○〇工)の記載がない(抜けている)。 特記仕様書(消波ブロックと被覆ブロック製作)であるが、被覆ブロック製作の記載がない。 ・特記仕様書の施工数量と記載された施工数量が異なっている。 特記仕様書(消波ブロック85個製作)であるが、被覆ブロック100個と記載されている。 ・工期内に工程は収まっていない。 工期末(2/25)であるが、3月10日までの工程となっている。 ・着手日が早い。 開札日(10/2)であるが、現地着手日が9月20日となっている ・施工手順は明らかに異なる。 汚濁防止膜を設置する前に捨石投入を実施する手順となっている。
様式4-2 (施工上の課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・資料(様式4-2)の添付がない。 ・指定された課題に対する提案内容になっていない。
様式4-3 (施工上の配慮事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・資料(様式4-3)の添付がない。 ・資料(様式4-3)の件名が間違っている。(別件工事の資料を添付) ・資料(様式4-3)の記載がない。(白紙で提出)

(3) その他

・電子システムにおいて、提出先が間違っている。

→消波ブロック製作工事と被覆ブロック製作工事を同時に提出しているが、提出先が間違っていた。

(消波ブロックの申請資料を被覆ブロックへ提出、被覆ブロックの申請資料を消波ブロックへ提出していた)

・工事費内訳書が添付されていない。

5. 技術提案(施工計画)の評価結果に 関する採否の通知について

5-1. 技術提案(施工計画)の評価結果に関する採否の通知

総合評価落札方式における評価の過程の透明性をより一層向上させる観点から、**技術提案(施工計画)の評価結果**について、具体的な評価内容を提案者に対して通知する。

なお、競争参加資格の確認通知と合わせて電子システム(紙入札の認めた企業に対しては紙で行う)により通知する。

競争参加資格確認通知書		平成〇年〇月〇日
企業ID	〇〇〇	支出負担行為担当官
企業名称	〇〇〇〇株式会社	沖縄総合事務局 開発建設部長
氏名	〇〇 〇〇 殿	〇〇 〇〇
記 先に申請のあった下記の調達案件に係わる競争参加資格について、下記の通り確認したので、通知します。		
通知書番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
公告日	平成〇〇年〇月〇日	
調達案件名称	〇〇港〇〇地区〇〇工事	
入札開始日時	平成〇〇年〇月〇日 〇時〇〇分	
入札書提出締切日時	平成〇〇年〇月〇日 〇時〇〇分	
内訳書開封予定日時	平成〇〇年〇月〇日 〇時〇〇分	
改札予定日時	平成〇〇年〇月〇日 〇時〇〇分	
競争参加資格の有無	有又は無 理由または条件	
可又は否	理由または条件 〇〇港〇〇地区防波堤築造工事	
技術提案に基づく 入札の可否	(凡例) ○: 加算点の付与の対象とする(実施義務有り)。 -: 加算点の付与の対象としない(実施義務無し)。 ×: 技術提案として適正と認められない(実施不可)。 △: 加算点の付与の対象としない (ただし、標準施工として実施義務有り)。	
	1. 評価項目 1) 施工上の課題に対する技術的所見(様式4-2) 技術提案① : 「○」 技術提案② : 「△」 技術提案③ : 「×」	
	2) 施工上配慮すべき事項の技術的所見(様式4-3) 技術提案① : 「○」 技術提案② : 「-」 技術提案③ : 「×」	
	2. 問い合わせ窓口 本通知内容に関して、入札説明書〇. (〇)に記載する期間中、FAXにより問い合わせをすることができる。 問い合わせ先は、開発建設部港湾建設課長(FAX:098-861-9916)とする。	

【具体的な評価内容の通知例】

<評価内容の凡例>

- : 加算点の付与の対象とする(実施義務有り)。
- : 加算点の付与の対象としない(実施義務無し)。
- ×: 技術提案として適正と認められない(実施不可)。
- △: 加算点の付与の対象としない
(ただし、標準施工として実施義務有り)。

1. 評価項目

1) 施工上の課題に対する技術的所見(様式4-2)

- 技術提案①**: 「○」
技術提案②: 「△」
技術提案③: 「×」

2) 施工上配慮すべき事項の技術的所見(様式4-3)

- 技術提案①**: 「○」
技術提案②: 「-」
技術提案③: 「×」

5-2. 評価内容等に関する問い合わせ窓口

技術提案(施工計画)の評価結果の通知に対して、提出企業からの問い合わせに対応するために、問い合わせ窓口に設置する。

○技術提案等の採否に関する問い合わせ

入札参加者は、技術提案等の採否の通知に
関し、次により説明を求めることができる。ただし、問い合わせ等により評価結果が変わるもの
ではない。

1)問い合わせ期間及び方法:

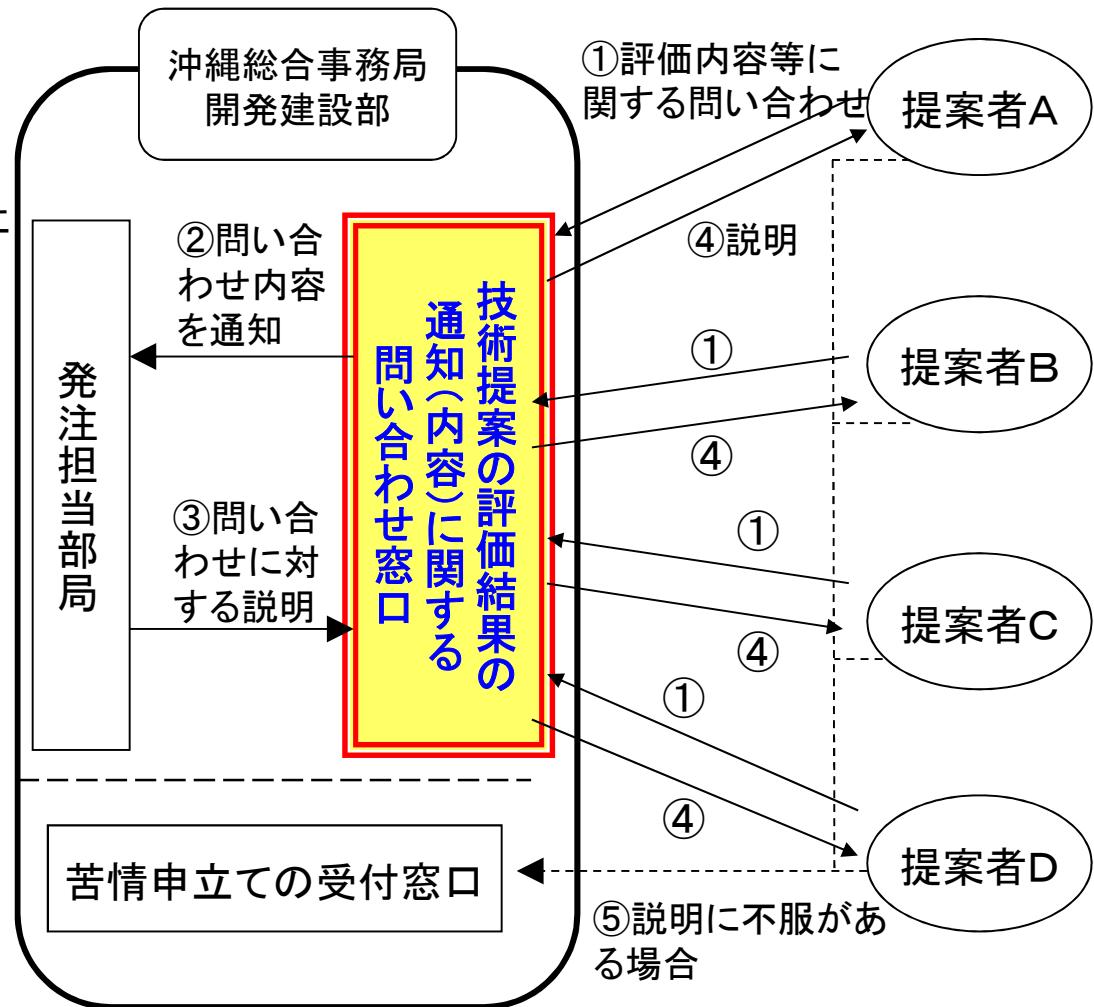
競争参加資格の確認の通知日の翌日から
起算して3日以内(休日を含まない)に、FAXに
より問い合わせすることができる。

2)問い合わせに対する説明:

問い合わせがあった場合は、問い合わせの
できる最終日の翌日から起算して5日以内(休
日を含まない)に、当該問い合わせをした入札
参加者に対しFAXにより説明を行う。

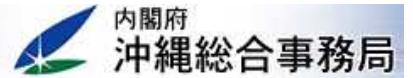
3)問い合わせ窓口:

沖縄総合事務局開発建設部港湾建設課長



6. 総合評価落札方式における 入札結果の公表

6. 入札結果の公表



総合評価落札方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、速やかに入札調書を公表する。

また、契約締結時には、入札調書に予定価格と調査基準価格を付記したもの、及び各入札参加者の各提案項目の評価点内訳を速やかに公表する。

なお、施工体制に係る加算点の見直しがあった場合は、あわせて公表するものとする。

○契約関連情報に関する沖縄総合事務局(港湾空港関係)HPアドレス一覧

(本局契約)

- ・沖縄総合事務局開発建設部 <http://www.dc.ogb.go.jp/kaiken/keiyaku/index.html>

(事務所契約)

- ・沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 <http://www.dc.ogb.go.jp/nahakou/kihon/keiyaku.html>
- ・沖縄総合事務局 平良港湾事務所 <http://www.dc.ogb.go.jp/hirarakou/zuii/index.htm>
- ・沖縄総合事務局 石垣港湾事務所 <http://www.dc.ogb.go.jp/ishigakikou/n-jouhou.htm>

6. 入札結果の公表

(1)入札調書(総合評価落札方式)

予定価格等
の公表

予定価格(消費税抜き) 円	588,030,000
調査基準価格(消費税抜き) 円	495,796,500
基準評価値	17.00594

入札調書(総合評価落札方式)

1. 件 名 ○○港(○○地区)○○工事
2. 所属事務所 ○○○事務所
3. 開札日時 平成○○年○○月○○日 ○○時○○分

執行員 ○○○事務所 △△課 ○○係長 ○○ ○○
立会員 △△課 ○○係長 ○○ ○○

(単位 : 円)

業者名	価格以外の入札項目		標準点+加算点+施工体制評価点(A)	第1回入札価格(円) (B)	評価値 (A)/(B)	評価値 ≥ 基準評価値	第2回入札価格(円) (B)	評価値 (A)/(B)	評価値 ≥ 基準評価値	備考	摘要
	①企業の基礎技術力 ②企業の信頼性・社会性 ③地域課題 ④技術提案	施工体制評価(①品質確保の実効性、②施工体制確保の確実性)									
(株)○○○組	38.0	30.0	168.0	550,000,000	30.5454	○					
☆☆☆建設(株)・△△△工業(株)特定JV	22.0	10.0	132.0	563,000,000	23.4457	○					
□□□建設・●●●建設特定JV	-	-	-	-	-	-					入札無効
■■■・◇◇◇特定JV	22.5	30.0	12.5	520,000,000	32.6269	○					
☆☆☆建設(株)	35.5	30.0	165.5	500,000,000	33.1000	○					落札
▽▽▽工業(株)・(株)◇◇組特定JV	-	-	-	-	-	-					入札無効
(株)◇◇◇建設	19.5	30.0	149.5	610,000,000	-	-					予定価格超過

公表の事例

注:入札結果については、入札調書の摘要欄に必ず記載するものとし、辞退、無効等の取扱いは次の通りとする。

・辞退:入札を行わなかった者。

・無効:入札に関する条件に違反して入札を行った者。

6. 入札結果の公表

(2)各企業の審査表(評価点内訳)

工事名:

業者名	(1)企業の能力等					(2)技術者の能力等										(4)技術提案		加算点合計						
	同種工事の施工実績	工事成績(企業)	低入札工事の工事成績	優良工事表彰	工事事故	配置予定技術者の資格	同種工事の施工経験	工事成績(技術者)	優良技術者表彰	継続教育(CPD)	地域内での拠点の有無	近隣地域での施工実績	近隣地域での施工実績	災害協定の有無	県内業者の下請活用の有無	作業船舶の保有の有無								
評価の視点 過去15年間の同種工事の施工実績	開発建設部での過去5年度間ににおける工事成績(港湾・空港等関係)の平均点	開発建設部内の港湾・空港所管で過去3年度間に優良工事表彰の有無(HO~OO土木)	過去1年間ににおける事故状況	主任(監理)技術者の保有する資格(監理)技術者の施工経験	過去15年間の主任(監理)技術者ヒアリング(同種工事)(経験×ヒアリング)	同種工事の施工経験	工事成績(技術者)	優良技術者表彰	継続教育(CPD)	開発建設部での過去5年度間に優良工事表彰の有無(HO~OO土木)の平均点	各CPD団体の推奨基準の単位取得状況	沖縄県内における本店・支店等の有無	過去3年度間の沖縄県内の土木工事の実績(建築工事は除く)	沖縄総合事務局(港湾・空港)との災害協定の有無	県内企業を有する作業船舶の有無	自社にて保有する作業船舶の有無	○○における○○対策について技術者ヒアリング	技術提案(技術提案×ヒアリング)	加算点1 + 加算点2					
業者名 1 (株)〇〇〇組	2.0	4.0	0.0	2.0	-3.0	-	6.0	×1.0	6.0	3.0	0.0	0.0	0.0	-	1.0	0.0	3.0	-	18.0	20.0	×1.0	20.0	20.0	38.0
2 ☆☆☆建設(株)・△△△工業(株)特定JV	2.0	1.0	0.0	0.0	0.0	-	6.0	×1.0	6.0	2.0	0.0	1.0	1.5	-	1.0	1.0	1.5	-	17.0	15.0	×1.0	15.0	15.0	32.0
3 □□□建設・●●●建設特定JV	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	6.0	×1.0	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	1.5	0.0	0.0	-	10.3	20.0	×0.5	10.0	10.0	20.3
4 ■■■・◇◇◇特定JV	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	-	6.0	×0.5	3.0	0.0	0.0	1.0	1.5	-	0.0	0.0	0.0	-	7.5	15.0	×1.0	15.0	15.0	22.5
5 ☆☆☆建設(株)	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	-	3.0	×0.5	1.5	4.0	2.0	1.0	0.0	-	1.0	1.0	3.0	-	15.5	20.0	×1.0	20.0	20.0	35.5
6 ▽▽▽工業(株)・(株)◇◇組特定JV	2.0	2.0	0.0	1.0	0.0	-	5.0	×1.0	5.0	2.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	1.0	3.0	-	16.0	20.0	×0.5	10.0	10.0	26.0
7 (株)◇◇◇建設	1.0	2.5	0.0	0.0	0.0	-	6.0	×1.0	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	-	9.5	10.0	×1.0	10.0	10.0	19.5

公表の事例

6. 入札結果の公表

(3) 施工体制に係わる加算点等の見直し結果

施工体制に係る加算点等の見直し【〇〇型】

工事名:

区分	業者名	項目	第2回 入・契委員会の結果			施工体制 評価点 (30点満点)	見直し加算点			備 考		
			標準点 (100点)	加算点 (〇点満点)			E	F	G=(E/30点) × C			
				A	B C							
	(株)〇〇〇組		100.0	18.0	20.0	38.0	30.0	18.0	20.0	38.0		
	☆☆☆建設(株)・△△△工業(株)特定JV		100.0	17.0	15.0	32.0	10.0	17.0	5.0	22.0		
	□□□建設・●●●建設特定JV		100.0	10.3	10.0	20.3	-	-	-	入札無効		
	■■■・◇◇◇特定JV		100.0	7.5	15	22.5	3.5	7.5	15.0	22.5		
	☆☆☆建設(株)		100.0	15.5	10	35.0	3.0	15.5	20.0	35.5		
	▽▽▽工業(株)・(株)◇◇組特定JV		100.0	16.0	10.0	26.0			-	入札無効		
	(株)◇◇◇建設		100.0	9.5	10.0	19.5	30.0	9.5	10.0	19.5		
										予定価格超過		

公表の事例

7. 低入札調査基準価格の 算出について

7. 低入札調査基準価格の算出について

低入札価格調査基準価格：

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと。

(1) 調査基準価格の算定方法

業種区分	調査基準価格の範囲	調査基準価格の算定方法(①~④の合計)				備考
		①	②	③	④	
(工事)						
工事	予定価格の 7/10 ~ 9/10	直接工事費の 9.5/10	共通仮設費の 9/10	現場管理費の 8/10	一般管理費の 3/10	
(測量・地質調査・コンサル業務)						
測量業務	予定価格の 6/10 ~ 8/10	直接測量費	直接調査費	諸経費の 4/10	-	
建築関係の建設コンサルタント業務	予定価格の 6/10 ~ 8/10	直接人件費	特別経費	技術料等経費の 6/10	諸経費の 6/10	
土木関係の建設コンサルタント業務	予定価格の 6/10 ~ 8/10	直接人件費	直接経費	技術経費の 6/10	諸経費の 6/10	
地質調査業務	予定価格の 2/3 ~ 8.5/10	直接調査費	間接調査費の 9/10	解析等調査業務費の 7.5/10	諸経費の 4/10	
補償関係コンサルタント業務	予定価格の 6/10 ~ 8/10	直接人件費	直接経費	技術経費の 6/10	諸経費の 6/10	

注) 消費税は別途計上

*コンサル業務等が含まれる工事については、工事の調査基準価格とコンサル業務の調査基準価格の合算とする。

8. 「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」の概要

8. 「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」の概要

内閣府

沖縄総合事務局

○法律の目的(品確法第1条) H17年4月1日施行

この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全(良好な環境の創出を含む。)、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(品確法制定の背景)



(品確法のポイント)

1. 公共工事の品質確保に関する基本理念および発注者の責務の明確化

→価格と品質が総合的に優れた契約により公共工事の品質を確保

→発注関係事務や工事監督等の適切な実施

2. 「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換

→総合評価落札方式等の導入

3. 技術力の脆弱な発注者をサポートする仕組みを明確化

→地方公共団体への協力体制の構築

9. 国土交通省(港湾関連事業)の 公共契約調達HPについて

9. 国土交通省(港湾関連事業)の公共調達制度に 係るホームページについて

～国土交通省(本省)港湾関連事業の公共調達制度に係るホームページ～

港湾関連事業の実施に係る透明性の確保を、更に迅速且つ強化する観点から、各種基準類、マニュアル類の改訂や運用のための通達等について、国土交通省港湾局ホームページにて公表しています。

http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000007.html

◎積算基準等に係る情報

1. 契約変更事務ガイドライン(案) (平成25年3月末現在)
2. 見積参考資料の開示に係る当面の運用について
3. 港湾等発注者支援業務積算基準(平成25年度版)
4. 水中部施工状況調査積算基準
5. 工事請負標準契約書第25条第5項の運用について
6. 維持管理計画書策定費及び現地調査費積算基準(暫定案)
7. 環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部変更について
8. 「H24港湾請負工事積算基準」及び「H24船舶および機械器具等の損料算定基準」の主要改訂内容(概要)
9. 「港湾請負工事積算基準」の平成24年度標準賃金について
10. 海象観測データ信頼性維持検討業務積算基準(暫定案)
11. 港湾整備に係る沿岸気象海象情報の予測情報等提供業務積算基準(暫定案)

◎施工基準等に係る情報

1. 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(平成24年3月)
2. 発注者支援業務共通仕様書(平成24年12月)
3. 水中部施工状況調査の手引き(平成23年1月)
4. 請負業務成績評定要領(一部改訂)(平成20年3月)
5. 請負業務成績評定基準(一部改訂)(平成21年3月)
6. 港湾工事共通仕様書(平成24年3月)
7. 請負工事成績評定要領(平成21年3月)
8. 請負工事成績評定基準(平成21年3月)
9. 施工プロセスを通じた検査及び出来高部分払い等の試行(平成24年2月)
10. 施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領(平成24年2月)
11. 出来高部分払方式試行実施要領(平成24年2月)
12. 総価契約単価合意方式試行実施要領(平成24年2月)
13. 施工プロセス検査等に係る運用ガイドライン(平成24年度版)